

新 市 建 設 計 画

平成26年12月変更

新見市

目 次

I. はじめに

1. 時代の潮流と合併の必要性	1
(1)生活行動圏の拡大	1
(2)地方分権の推進	1
(3)少子高齢化の進行	2
(4)環境問題	2
(5)厳しい財政状況	2
2. 計画作成の方針	3
(1)計画の趣旨	3
(2)計画の構成	3
(3)計画の期間	3
(4)計画の留意点	3

II. 阿新地域のいま

1. 阿新地域の概要	4
(1)位置、面積、土地利用	4
(2)地勢、地質、気象	4
(3)1市4町の沿革	6
(4)主要な地域指定	7
(5)人口、世帯数などの推移	7
(6)就業構造、通勤・通学の状況	8
(7)1万人へのアンケート調査結果の概要	10
2. 特長と課題	13

III. 新市のまちづくりの基本方針

1. 基本理念(メインテーマ)	14
2. 基本目標(サブテーマ)	15
(1)うるおいの「環境都市」	15
(2)やさしさの「健康都市」	17
(3)かがやきの「文化都市」	18
(4)にぎわいの「魅力都市」	19
3. 新市の構造	20

IV. 新市及び県が実施する新市の主要施策・事業	
1. 分権・分散システムと住民参画	2 4
(1) 支局	2 4
(2) 地域審議会	2 4
(3) まちづくり条例	2 4
2. 行財政改革	2 5
3. 新市における主要施策・事業	2 6
(1) うるおいの「環境都市」づくり	2 6
(2) やさしさの「健康都市」づくり	3 9
(3) かがやきの「文化都市」づくり	4 6
(4) にぎわいの「魅力都市」づくり	5 3
V. 公共的施設の統合整備の方針	6 1
VI. 新市の財政計画	
1. 設定条件	6 2
(1) 歳入	6 2
(2) 歳出	6 3
2. 財政計画	6 5

I. はじめに

1. 時代の潮流と合併の必要性

(1) 生活行動圏の拡大

- 阿新地域は、新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町の5つの自治体で構成され、南北に長い新見市を、大佐町が東から、神郷町、哲多町、哲西町が西から包み込む形となっています。
- 新見市は、昭和29年に近代産業都市を目指して市制を施行し、石灰石産業などで発展を遂げてきました。また、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町は、昭和30年にそれぞれ合併し現在の町となり、その豊かな自然を活かし、農林畜産業を中心として栄えてきました。
- 本地域のほぼ中央に位置する新見市街地は、地域の東西・南北を十字に貫く道路、鉄道の結節点ともなっており、経済的、社会的に地域の中心地としての機能を果たしてきました。
- このため、住民の通勤・通学、商圈などは、1市4町の行政区域を越えて形成されており、こうした動きと連動し、1市4町は、昭和46年に阿新広域事務組合を設立し、ごみ・し尿処理、広域消防、介護保険などの事務の広域・共同処理を行っています。
- 近年、道路交通網の整備や情報通信手段の急速な発達・普及により、住民の日常の活動範囲はさらに広域化し、これに伴い市町の区域を越えた行政ニーズも増大しており、生活圏に合致した広域的な行政サービスの提供や広域交通網の一体的整備などが必要となっています。

(2) 地方分権の推進

- 平成12年4月より地方分権一括法が施行され、国、県から、住民に最も身近な市町村への権限移譲が進んでいます。
- これにより、市町村では、自主自立的に行うことができる事務が拡大し、複雑多様化する住民ニーズへの対応が迅速に行えるようになるとともに、個性あるまちづくりを行うことができるようになります。
- その一方で、市町村の責任はさらに重くなることから、専門的な能力を備えた職員の配置や財政基盤の強化などを図っていく必要があります。
- 阿新地域においても、住民ニーズや地域特性などを的確に把握した行政運営を行っていくための体制整備が必要となっています。

(3) 少子高齢化の進行

- 日本全体の生産年齢人口（15～64歳）は平成7年を、総人口は平成18年頃をピークに減少に向かい、少子高齢化が著しく進行すると予測されています。
- 過疎地域である阿新地域では、保育事業の充実、短期大学の運営、宅地・公営住宅の整備や企業誘致など、様々な定住施策に取り組んできましたが、全国・県平均を上回る形で少子高齢化が進行しており、急増する保健・福祉・医療ニーズへの対応をはじめ、子育て支援や雇用の場の確保などの若者定住対策、高齢者の健康・生きがい対策などへの一層きめ細やかな対応が必要となっています。

(4) 環境問題

- 阿新地域は、高梁川の源流域に位置し、地域の約9割が森林など豊かな自然に恵まれており、県南地域の水源確保、洪水の防止や生態系の保全など人々の生活に大きく貢献していますが、少子高齢化、過疎化が進行し、この自然環境を地域住民の取組だけで維持することは困難になりつつあります。
- さらには地球規模で発生する異常気象や資源の枯渇などから、生活に身近な環境学習や自然体験などに対する関心が高まってきており、都市部と中山間地域に住む人々が課題を共有し、地域が一体となって中山間地域の振興や自然環境の保全などの環境問題への取組を進めることが必要となっています。

(5) 厳しい財政状況

- 現在、国では、極めて厳しい財政状況に対応するため、地方交付税制度や補助金制度などの見直しが議論されており、地方自治体は、今後さらに厳しい財政運営を強いられることが必至と考えられます。
- 1市4町では、これまで財政の健全運営に努めてきましたが、税収や地方交付税、各種補助金の減収が続く、納税者として経費を負担する地域内の生産年齢人口も減少していることから、既存の住民サービスの内容も見直さなければならない状況に至っています。
- このような状況下で、現在の行政サービスの水準を維持するとともに、一層進行する少子高齢化や住民ニーズの多様化、地方分権などに対応した地域づくりを1市4町が単独で進めていくことは大変困難が予想されます。
- また、限られた財源の中で質の高い行政サービスを実施し、新たな地域づくりを進めていくためには、積極的に行財政改革を進め、より一層効率的、効果的な行財政の仕組みを構築、確立することが必要となっています。

2. 計画作成の方針

(1) 計画の趣旨

- この計画は、新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町が合併して誕生する新市のまちづくりを総合的、効果的に推進し、新市の一体性の速やかな確立や住民福祉の向上などを図るとともに、新市の均衡ある発展に資するための指針となるものです。

(2) 計画の構成

- この計画は、新市のまちづくりを推進していくための基本方針とそれを実現するための主要施策・事業、公共的施設の統合整備の方針、財政計画などで構成します。

(3) 計画の期間

- この計画の期間は、平成17年度から平成31年度までの15年間とします。

(4) 計画の留意点

- 将来を展望した長期的な視野に立つとともに、行財政改革を積極的に推進し、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を適正に見積もり健全な財政運営に努め、新市の一体化を目指したハード・ソフト両面の施策・事業に配慮します。

II. 阿新地域のいま

1. 阿新地域の概要

(1) 位置、面積、土地利用

- 阿新地域は、岡山県の最西北端、三大河川の一つである高梁川の源流域に位置し、西は広島県比婆郡、北は鳥取県日野郡に、東は真庭郡及び上房郡に、南は高梁市及び川上郡に接しており、新見市、大佐町、神郷町、哲多町及び哲西町の1市4町からなっています。
- 本地域の面積は、793.27 km²で岡山県の11.2%を占め、全域が中国山地の脊梁地帯に属するため起伏の多い地形で、86.3%の684.98 km²を森林が占めており、耕地は4.3%の34.03 km²です。

土地利用の概況

区 分	総面積(a)	森林面積(b)	比率(b/a)	耕地面積(c)	比率(c/a)
阿新地域(d)	793.27 km ²	684.98 km ²	86.3%	34.03 km ²	4.3%
岡 山 県(e)	7,112.67 km ²	4,813.86 km ²	67.7%	717.00 km ²	10.1%
比率 (d/e)	11.2%	14.2%	—	4.7%	—

資料：国土地理院「平成15年度全国都道府県市区町村別面積調」、県「岡山県の森林資源（平成16年3月）」、県農林統計協会「岡山農林水産統計年報（平成14～15年）」

(2) 地勢、地質、気象

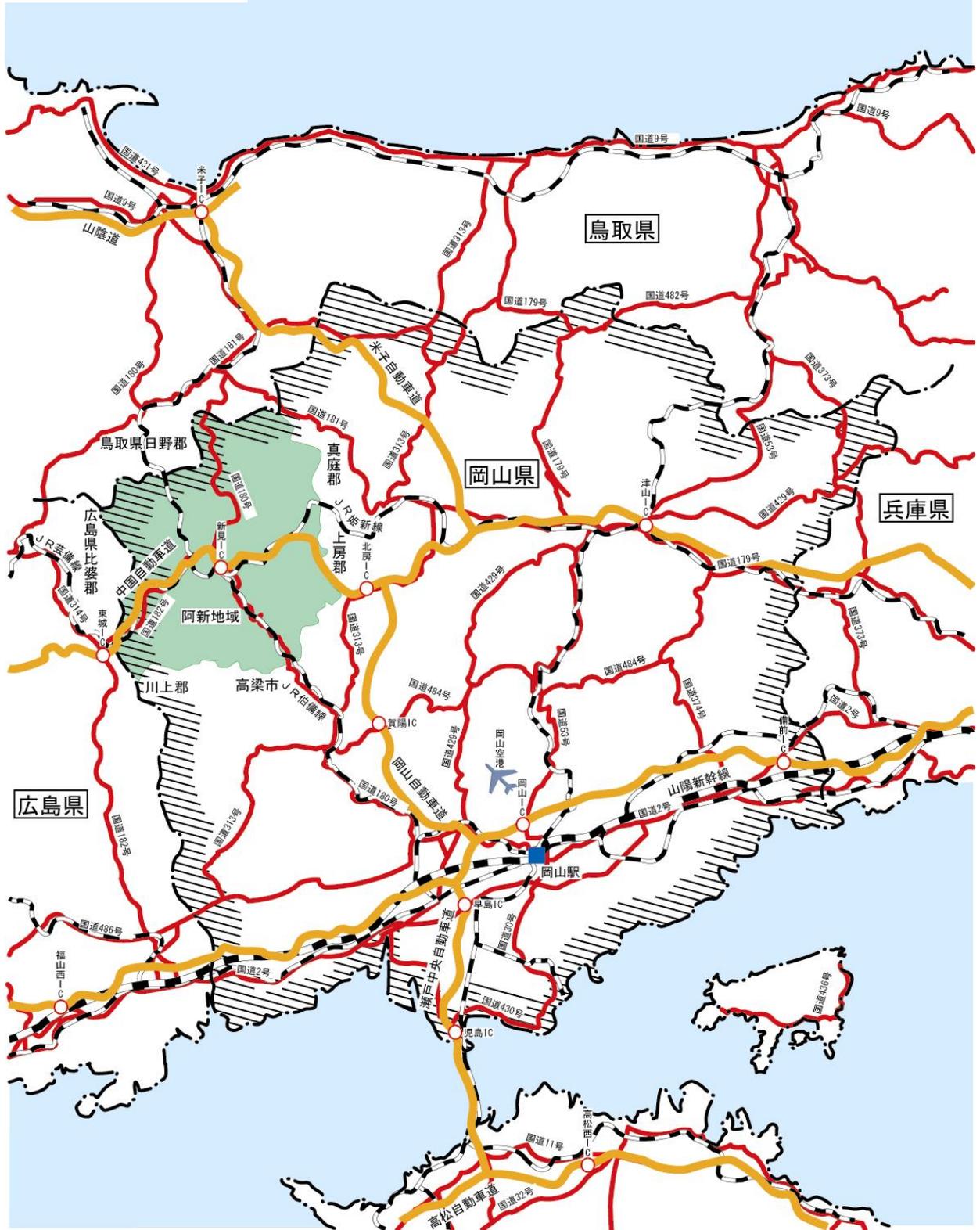
- 阿新地域において、人々が生活し生産活動が行われているのは、標高170 m～600 mの範囲であり、地勢はおおむね急峻で傾斜地が多い地域です。
- 地質は、大部分が石英斑岩、石灰岩などからなり、中南部の耕地には壤土がやや多く、北部は埴土、腐植土のいわゆるクロボク地帯です。また、東南部一帯は、石灰岩地帯特有のカルスト地形を形成しています。
- 本地域は、県南の岡山、倉敷に比べて冷涼で、降水量、積雪日数も多くなっています。また、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震では、新見市、哲多町において震度5強を記録し、震源に近い北部地域では甚大な被害が発生しました。

年間平均気温・降水量及び積雪日数

区 分		年間平均気温	年間降水量	年間積雪日数<平成13年> ()内は10cm以上
気象観測所	新見地域	12.0℃	1,461mm	33日(1日)
	千屋地域	10.9℃	1,905mm	42日(10日)
	岡山地域	16.2℃	1,190mm	—
	倉敷地域	15.6℃	1,147mm	—

(資料：平成15年岡山地方気象台)

阿新地域の位置図



(3) 1市4町の沿革

- 阿新地域は、古代の律令制のもとで、高梁川の東側は阿賀郡、西側は哲多郡と呼ばれ、明治のはじめまで砂鉄を溶かすたたら製鉄が盛んに行われていました。
- 平安時代末期になると、税を納めないという特権を持つ荘園に組み入れられていく地域も多く見られるようになり、新見庄、永富保などの荘園が整えられました。現在も、新見庄の荘園領主であった京都東寺には、関係文書が多く残されています。
- 江戸時代になり、元禄10年に関備前守長治が初代新見藩主として移封された新見藩、高梁の松山藩、幕府直轄の天領に分割されました。
- 明治4年の廃藩置県で新見藩は新見県に、他の地区は倉敷県となり、その後、深津県、小田県と改称され、同8年岡山県に合併されました。同22年に市町村制が施行され、同33年に阿賀郡(現北房町を除く)と哲多郡が合併して阿哲郡となり、昭和30年頃の「昭和の大合併」などを経て、現在の1市4町に至っています。

1市4町の沿革

市町村制 施行直前	市町村制 施行時	昭 和 の 大合併時
新見村 高尾村 馬塚村	新見村 (後に町制施行)	新見市
唐松村 正田村	美穀村	
石蟹村 井倉村 長屋村 法曾村	石蟹郷村	
草間村 土橋村 足見村	草間村	
佐伏村 宇山村 赤馬村	豊永村	
下熊谷村 上熊谷村	熊谷村	
菅生村	菅生村	
井 村 坂本村 西方村 金谷村	上市村 (後に町制施行)	
千屋村 実 村 井原村 花見村	千屋村	

市町村制 施行直前	市町村制 施行時	昭 和 の 大合併時
小阪部村 永富村 小南村	刑部村 (後に町制施行)	大佐町
田治部村 布瀬村	丹治部村	
山奥村 大井野村	上刑部村	
高瀬村 釜 村	新郷村	神郷町
下神代村 油野村	神代村	
蚊家村 田淵村 大野村	新砥村	哲多町
矢戸村 荻尾村 老栄村	萬歳村	
成松村 則安村 宮河内村 花木村	本郷村	
上神代村 矢田村	矢神村	哲西町
畑木村 八鳥村 大竹村 大野部村	野馳村	

(4) 主要な地域指定

阿新地域では、次のような地域指定を受けています。

区 分	新見市	大佐町	神郷町	哲多町	哲西町
農業振興地域	△	▲	▲	▲	▲
振興山村地域	■	■	●	●	●
特定農山村地域	●	●	●	●	●
過疎地域	●	●	●	●	●
農村地域工業など導入地域	●	●	●	●	●
豪雪地帯地域	●	●	●	—	—
辺地地域	●	●	●	●	●
都市計画区域	◎	—	—	—	—
新地域経済基盤強化対策推進地域	●	●	●	●	●
水力発電施設周辺地域	●	—	—	●	—
自然公園地域	◎	◎	◎	—	—

△：都市計画法に基づき定めた用途地域、規模の大きな森林を除く区域を指定

▲：規模の大きな森林を除く区域を指定

■：一部山村を指定

◎：都市計画法、自然公園法に基づき定めた区域を指定

●：市域、町域の全部を指定

(資料：平成15年度県・市・町資料)

(5) 人口、世帯数などの推移

① 人口、世帯数の推移

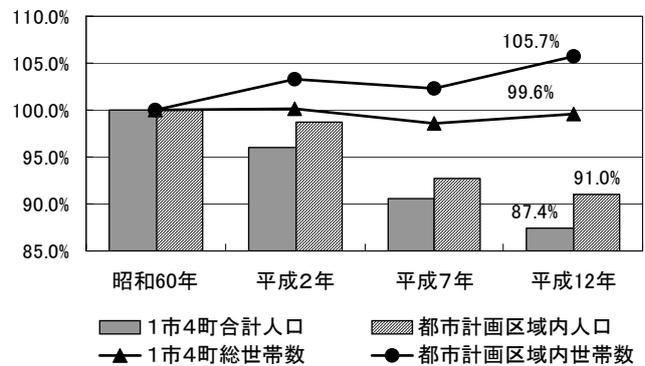
○ 阿新地域の平成12年国勢調査人口は38,492人で、県人口の約2%にあたり、1km²当たりの人口密度は48.5人(岡山県274.3人)と希薄です。

○ 本地域の人口は、昭和30年の66,146人をピークに、その後は減少が続き、平成22年頃に3.5万人を、平成32年頃に3万人を切る可能性があります。

○ 本地域の平成12年の世帯数は12,669世帯で、近年はほぼ同数で推移(昭和60年の99.6%)していますが、都市計画区域内では増加傾向にあります。

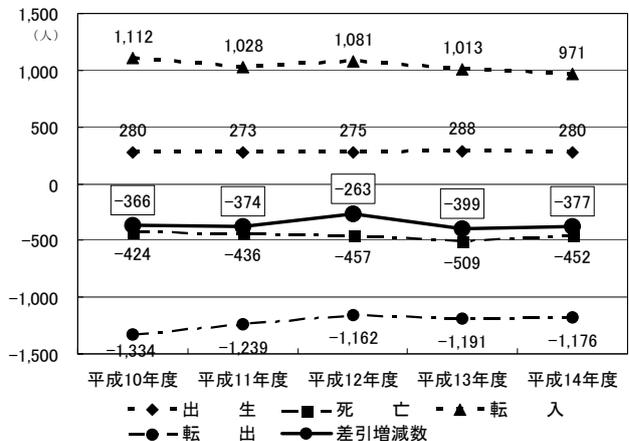
○ 本地域の人口減少の要因を最近5年間の人口動態で見ると、自然動態では1市4町とも死亡数が出生数を上回り、社会動態でも、転出数は減少傾向にありますが、哲多町を除く他の市町では転出数が転入数を上回る状況にあります。

人口、世帯数の推移



(資料：国勢調査)

人口動態の推移

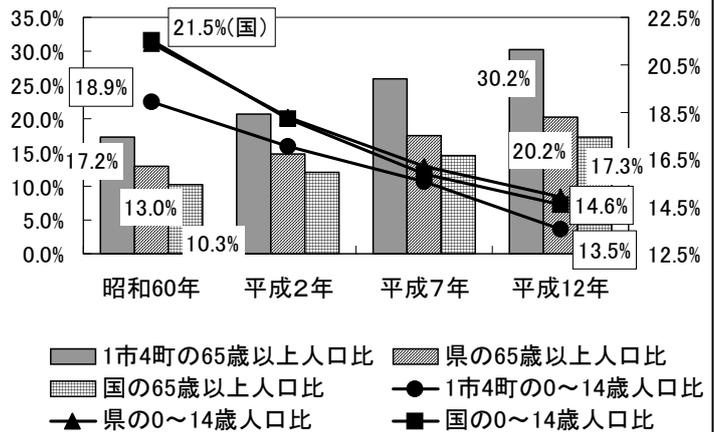


(資料：県「人口動態統計」・「毎月流動人口調査」)

② 年少、老年人口の推移

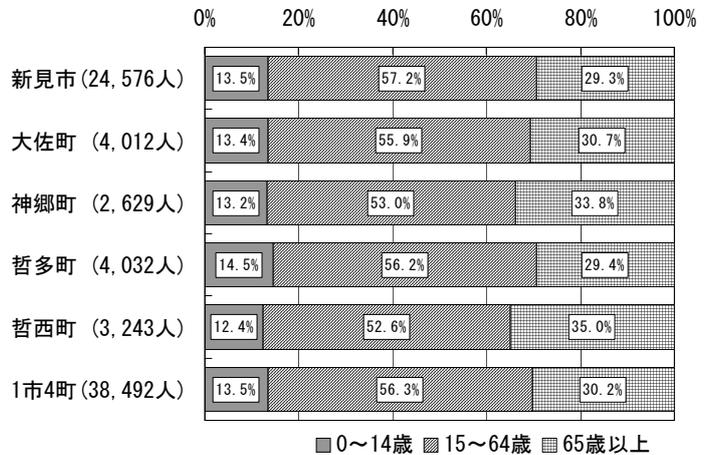
○ 阿新地域の総人口に占める14歳以下(年少)と65歳以上(老年)の人口比を国、県と比較すると、本地域では少子化、高齢化の進行が早い傾向がうかがわれます。

総人口に占める各年齢層の割合の推移



○ 平成12年の総人口に占める14歳以下(年少)人口比では哲西町の12.4%が最も低く、一方65歳以上(老年)人口比では哲西町の35.0%が最も高くなっています。

各市町の年齢区分割合



(資料：平成12年国勢調査)

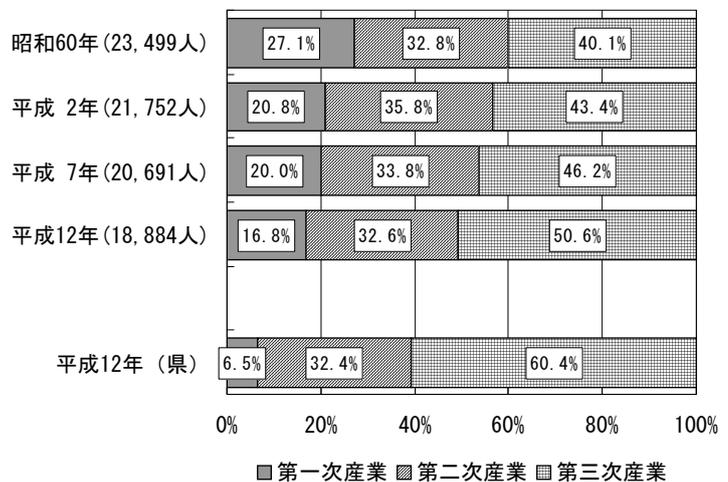
(6) 就業構造、通勤・通学の状況

① 就業構造

○ 阿新地域の就業構造は、県の各産業就業者の構成比と比べると、第一次産業の割合が高く、第二次産業はほぼ同水準、第三次産業は低い状況にあります。

○ しかし、第一次産業が占める割合は低下し、第三次産業が占める割合は増加する傾向にあります。

産業別就業者の構成比の推移



(資料：国勢調査)

② 通勤・通学の状況

- 阿新地域内の15歳以上の通勤・通学の状況は、次のように自市町内での通勤・通学が多く、次いで新見市とのつながりが深くなっています。
- また、本地域と周辺地域との15歳以上の通勤・通学の状況は、下図のように隣接する地域間での移動はもとより、倉敷市や岡山市間との移動も見られるなど、本地域の通勤・通学の流れは広域的になっています。

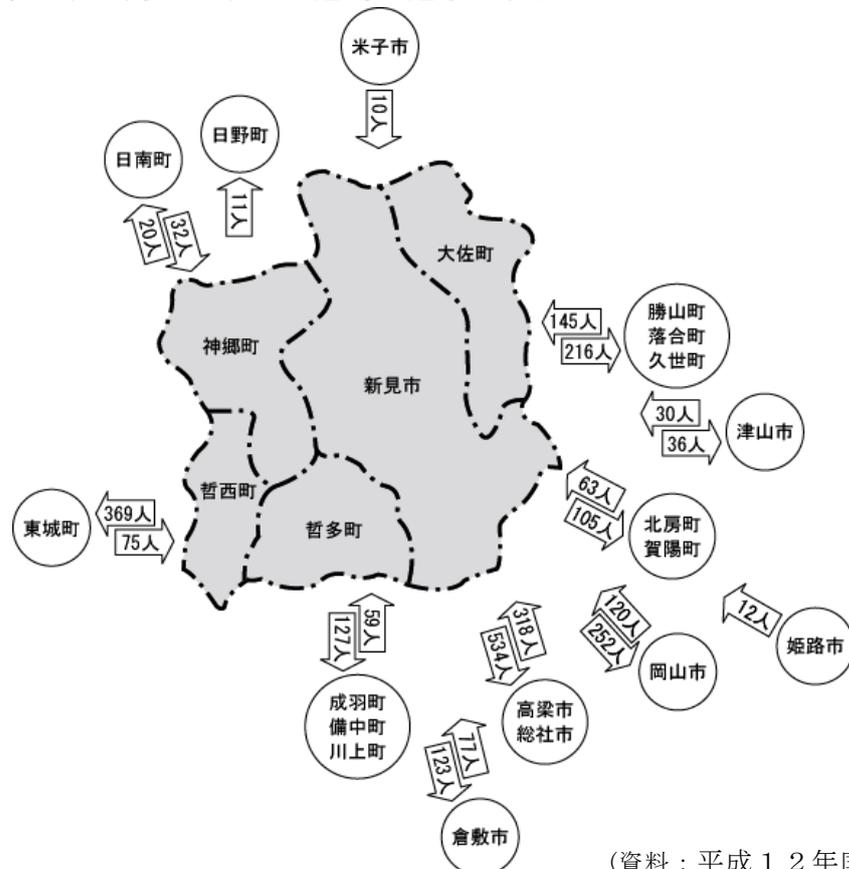
本地域の通勤・通学の状況

住所地 \ 通勤・通学地	新見市	大佐町	神郷町	哲多町	哲西町	地域外
新見市	11,920人	175人	134人	215人	89人	1,074人
大佐町	489人	1,355人	—	18人	—	290人
神郷町	478人	—	791人	25人	20人	112人
哲多町	766人	—	25人	1,238人	36人	253人
哲西町	307人	—	22人	21人	957人	375人
地域外	1,083人	62人	40人	77人	73人	

□ は、自市町内で通勤・通学する者の値

(資料：平成12年国勢調査)

本地域と周辺地域との通勤・通学の状況

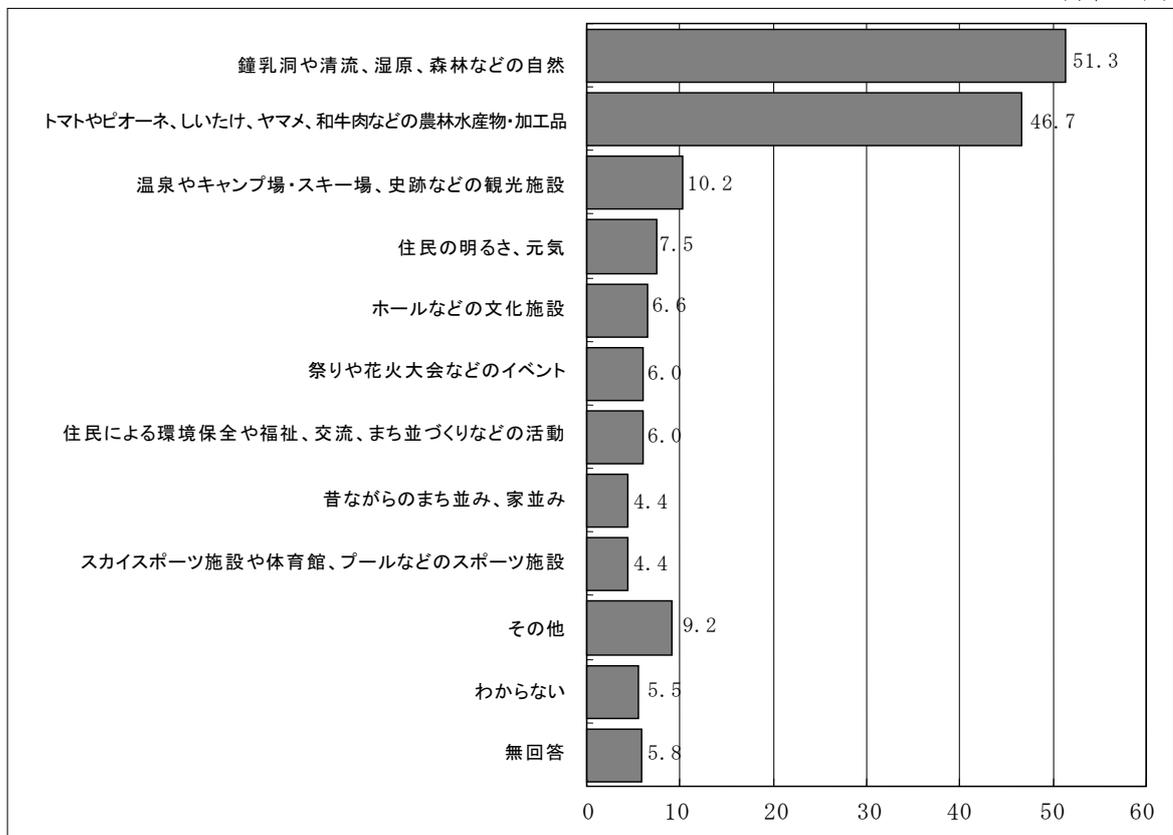


※ 本図には、国勢調査結果の住所地、通勤・通学地の区分で、該当する人数が少ない市町村をまとめた値となる「その他」は表現していないので、上記表の地域外の値とは一致しません。

(7) 1万人へのアンケート調査結果の概要

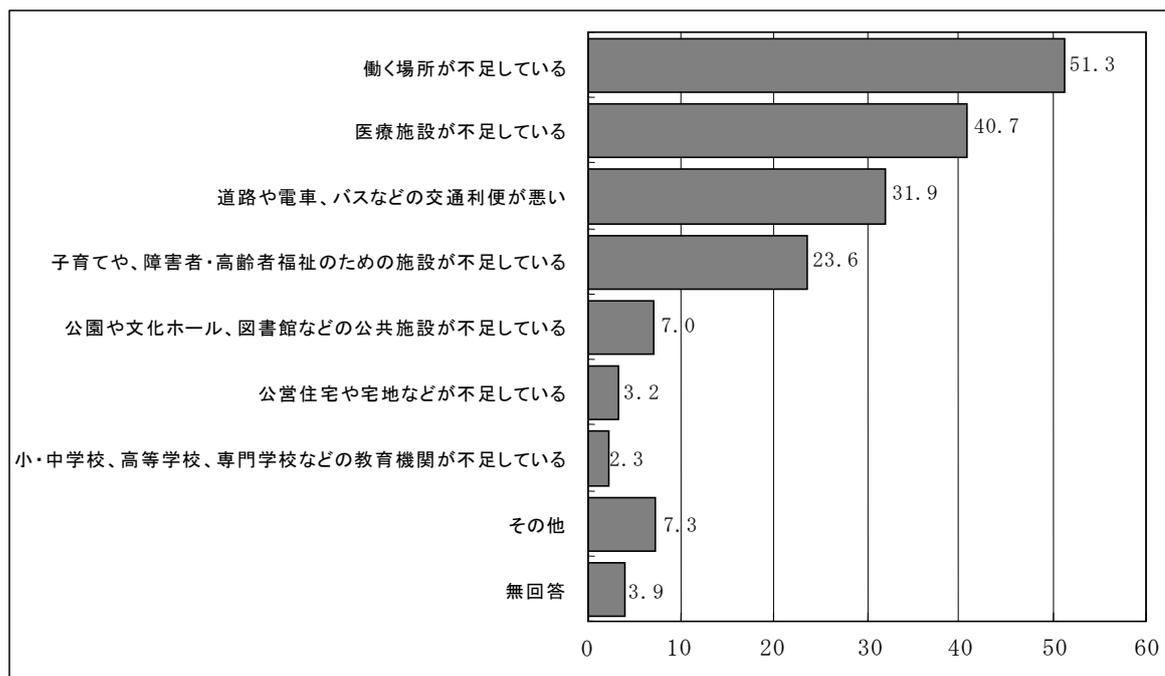
- 平成15年6月下旬から7月中旬にかけて、阿新地域内に住所を有する16歳以上の男女31,961人（外国人登録者を含む）の中から1万人を抽出して「阿新地域の合併に関するアンケート調査」を実施しました。
- 阿新地域が他地域に誇れるもの（複数回答可）としては、「鍾乳洞や清流、湿原、森林などの自然」と「トマトやピオーネ、しいたけ、ヤマメ、和牛肉などの農林水産物・加工品」に回答が集中しています。また、「祭りや花火大会などのイベント」、「スカイスポーツ施設や体育館、プールなどのスポーツ施設」、「温泉やキャンプ場・スキー場、史跡などの観光施設」も挙げられており、個性ある地域づくりを推進する上では、このような地域の誇りを継承、発展していく必要があります。

（単位：％）



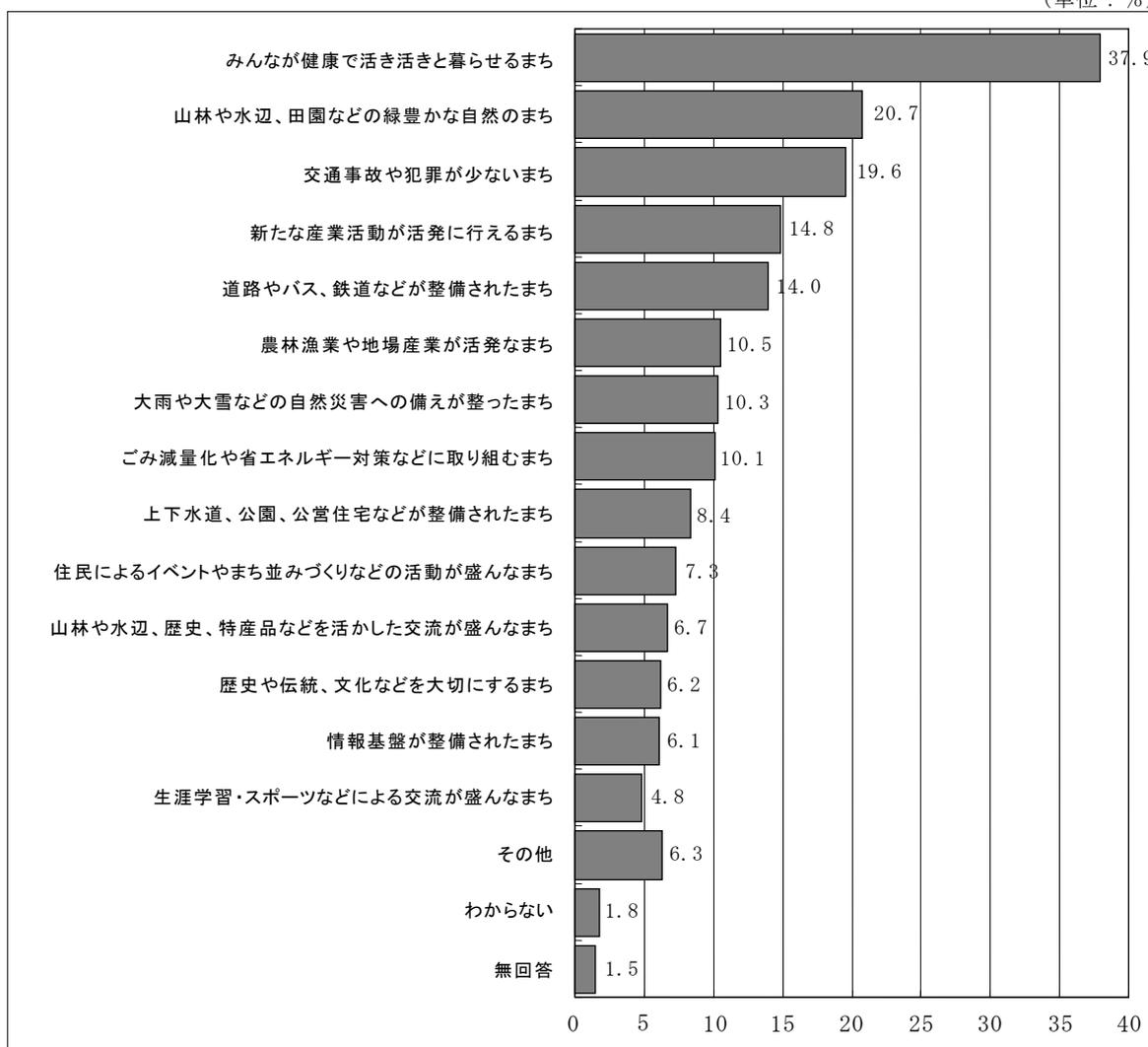
- 一方で、現在の住所地に対する不満な点（複数回答可）については、「働く場が不足している」、「医療施設が不足している」、「道路や電車、バスなどの交通利便が悪い」、「子育てや、障害者・高齢者福祉のための施設が不足している」に回答が集中しており、この4項目が定住環境の充実を図るうえでの課題となっています。

(単位：%)



○ 「まち」の将来像（複数回答可）については、「みんなが健康で生き生き暮らせるまち」に回答が集中しています。

(単位：%)



- また、各年代によって「ごみ減量化や省エネルギー対策などに取り組むまち」、「道路やバス、鉄道などが整備されたまち」、「上下水道、公園、公営住宅などが整備されたまち」、「住民によるイベントやまち並みづくりなどの活動が盛んなまち」、「交通事故や犯罪が少ないまち」、「農林漁業や地場産業が活発なまち」、「新たな産業活動が活発に行えるまち」も上位にあがっており、きめ細かな対応が望まれています。

2 . 特長と課題

特 長

人々を魅了する多様な自然

阿新地域には、満天の星を眺められる美しい空や、春の新緑、夏の涼、秋の紅葉、幽玄の世界へ誘う冬景色などの自然の荘厳さと、その環境でのみ生命を伝える動植物を育む森や溪谷、自然のものとも思えない造形美の鍾乳洞、貴重な野草に出会える湿原など、山陽と山陰の動植物の混生地帯が広がっており、その自然の多様性が人々を魅了しています。

吉備文化と出雲文化の交流点

本地域は、日本でも有数のたたら製鉄を背景に、古くから吉備文化と出雲文化の交流点として栄え、円通寺古墳(大佐町)から出土したペルシャ産の金トンボ玉が証明するように「鉄の道」とのかかわりで広く世界と文化交流が行われてきました。また、江戸時代には、高梁川を高瀬舟が運行し、物資と文化の交流が行われました。このように、豊かな自然と共存しつつ、長年にわたって守り伝えてきた伝統行事や祭りなどは、世界に誇れる文化であり、新しい時代の文化の礎となるものです。

課 題

社会資本整備の推進と集落機能の維持

阿新地域は、起伏の多い地形などの地理的条件が障害となり、道路、公共交通、上下水道、医療施設など、住民生活の基本部分で都市地域との格差が残されています。

また、少子高齢化が進んできた中、本地域の大部分を占める小規模な集落では共同作業や冠婚葬祭などに支障をきたし、集落機能の低下・崩壊が進みつつあります。

地域産業の活性化と就業機会の拡充

本地域の基幹産業である農林業は、収益率の低さから若者の農林業離れなどにより衰退は著しいものとなっており、他の産業分野においても、地理的条件による採算性確保の難しさから雇用を創出する産業が育ちにくく、新たな企業の誘致は厳しい状況にあるなど、就業機会が不足しています。

地域の特長を活かした交流活動の推進

本地域では、豊かな自然や文化、優良な地域産品、教育、福祉などを基調としつつ、多様な交流の輪が芽生えてきています。今後は、交流活動の場の充実と、自主的、継続的な交流活動への発展が望まれます。

Ⅲ. 新市のまちづくりの基本方針

1. 基本理念（メインテーマ）

- 新市となる阿新地域は、高梁川の源流域に位置し、遙か昔から、人々が、美しい森林や清らかな流れなどの豊かな自然と共生しながら、地域の伝統や文化を守り続けてきました。また、地域の中央部を流れる高梁川は、瀬戸内海に注ぎ、下流域の人々の命の源となってきました。
- 新市では、先人から受け継いできた豊かな自然や伝統、文化など人々に安らぎを与える「田舎」の良さを活かしながら、社会経済的・文化的で快適な「都市」の機能を充実させることにより、市民全員が生活の豊かさを享受し、明るく、元気に暮らせるまちづくりを行っていく必要があります。
- また、広い地域にわずかな人々が住んでいるという条件の中でも、さまざまな場面で市民参加と交流による市民主体のまちづくりを推進し、市民が愛着と誇りを持つ個性豊かな新市を築いていく必要があります。
- このため、新市が、豊かな自然を守り育みながら、たゆまない発展を遂げることにより、市民が誇りを持って生活することの喜びを体感でき、さらに次世代に引き継いでいけるよう、新市の将来都市像を「誇りある人と自然の源流文化都市」とし、3つの基本理念（メインテーマ）を掲げます。

■ 新市の将来都市像

「誇りある人と自然の源流文化都市」

<基本理念>

自然や水環境を守り、地球にやさしい産業や暮らしの実現、健康な人づくり、災害に強いまちづくりに努め、安全で安心して暮らせるまちを築きます。

瞬時に世界中の情報が行き交い、さまざまな交流や国際的な文化融合の中、古くから吉備文化と出雲文化の接するこの地域の伝統文化の良さを活かし、新たな源流文化を創造します。

市民参加・自己決定自己責任の自治システム、広い地域を守り育てる多極分散・分権の行政機構と効率的な行財政システムに基づく住民主導社会をめざします。

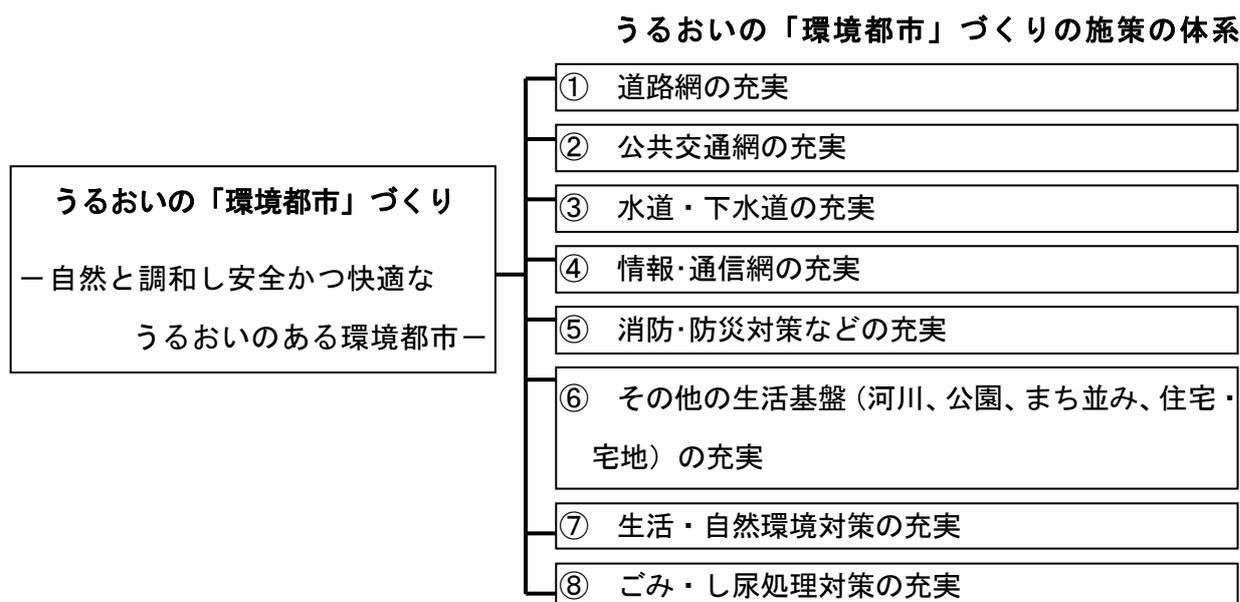
2. 基本目標（サブテーマ）

新市のまちづくりの展開に当たっては、1万人へのアンケート調査で把握した住民の意向などに留意しながら、この地域の特長である自然と文化を最大限に活用して新市の個性を発揮できるよう次の4つの基本目標を掲げ、活力と魅力あるまちづくりを進めます。

(1) うるおいの「環境都市」

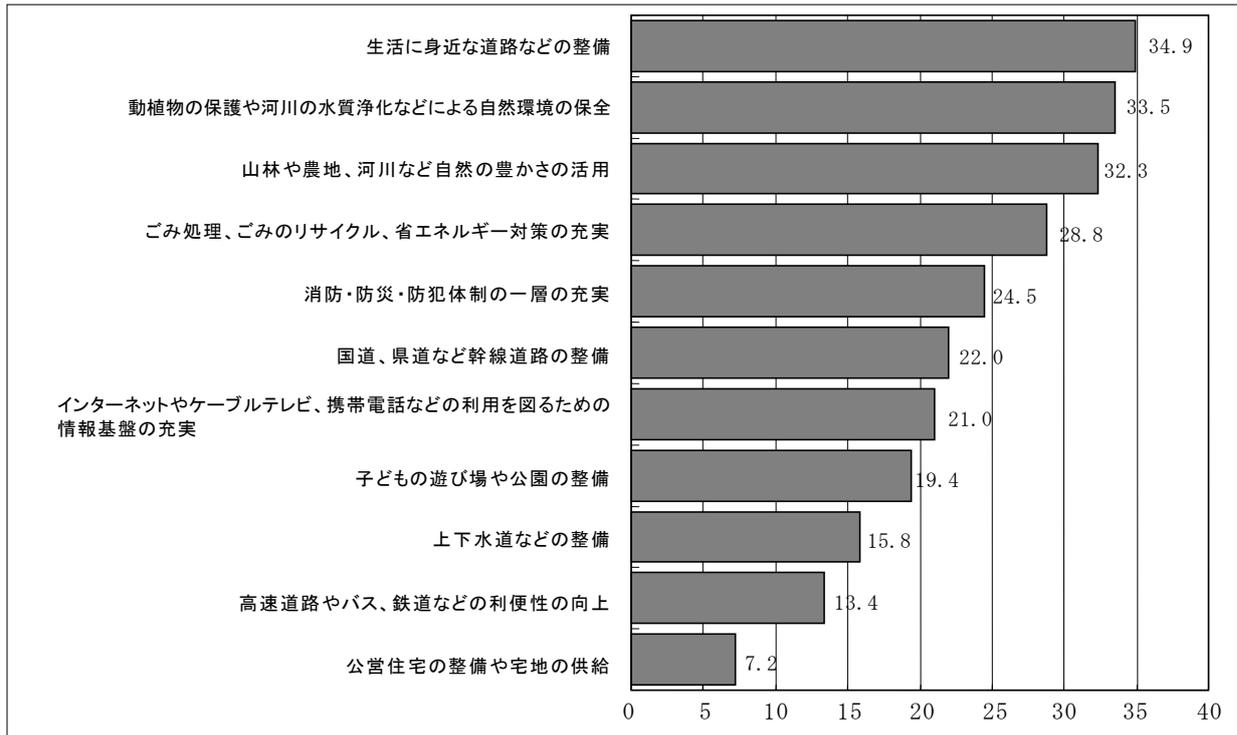
—自然と調和し安全かつ快適なうるおいのある環境都市—

- 豊かな自然や歴史・文化資源を保全しながら、道路、住宅・宅地、情報・通信基盤などの社会資本の充実を図るとともに、高度情報・通信基盤などを活用した情報提供サービスや、ごみの適正処理、省エネルギー化、災害・緊急時などへの対応体制の強化を図り高度で質の高い快適な環境都市をめざします。



1万人へのアンケート調査結果

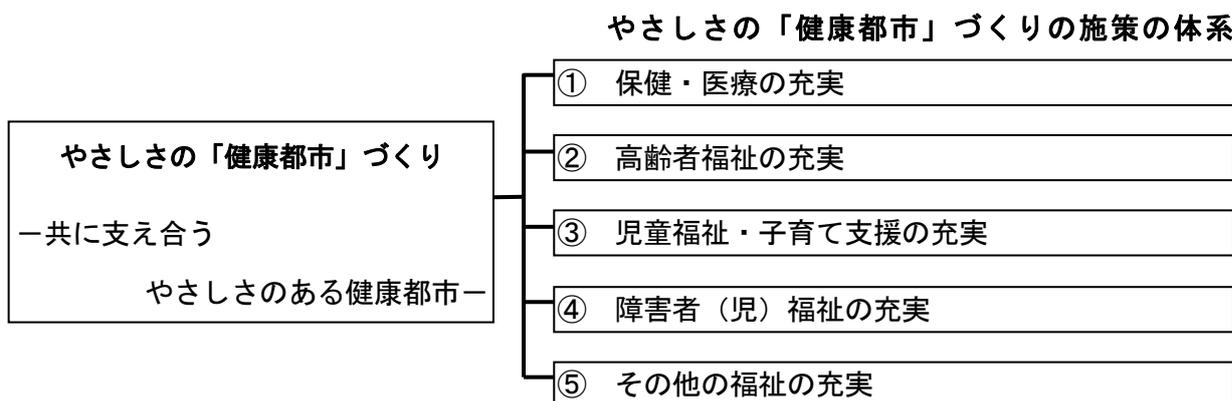
(単位：%)



(2) やさしさの「健康都市」

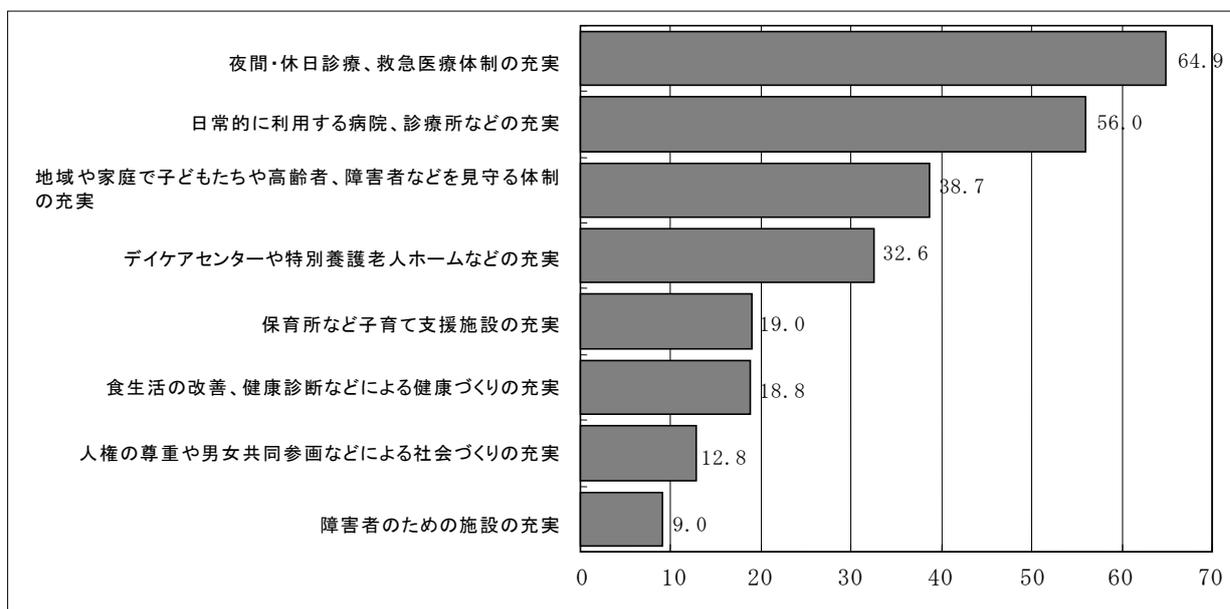
－共に支え合うやさしさのある健康都市－

- 保健、医療、福祉、介護などに関する施設やマンパワーの充実と地域住民などの参画も適切に位置づけた地域包括ケア体制づくりを推進して、住民が共に支え合い、やさしさが溢れ、誰もが安心して生き甲斐をもって暮らせる健康都市をめざします。



1万人へのアンケート調査結果

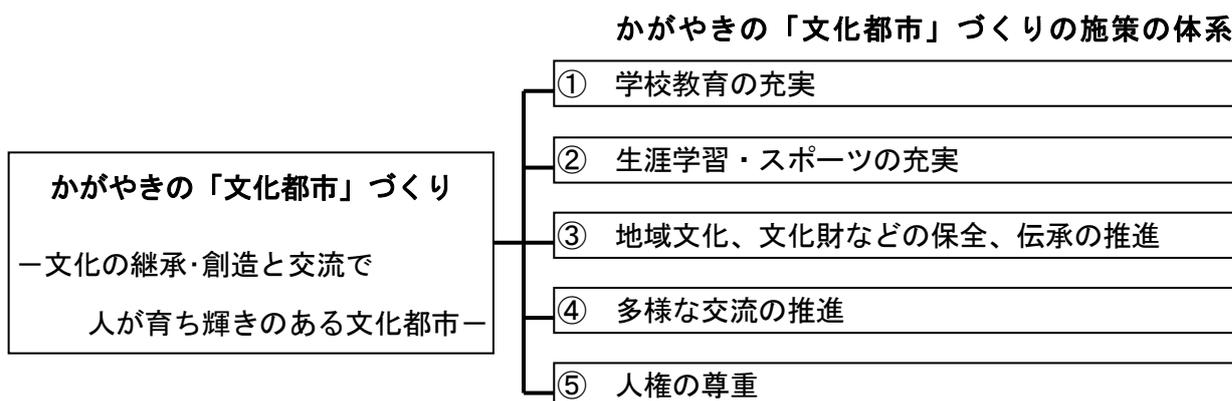
(単位：%)



(3) かがやきの「文化都市」

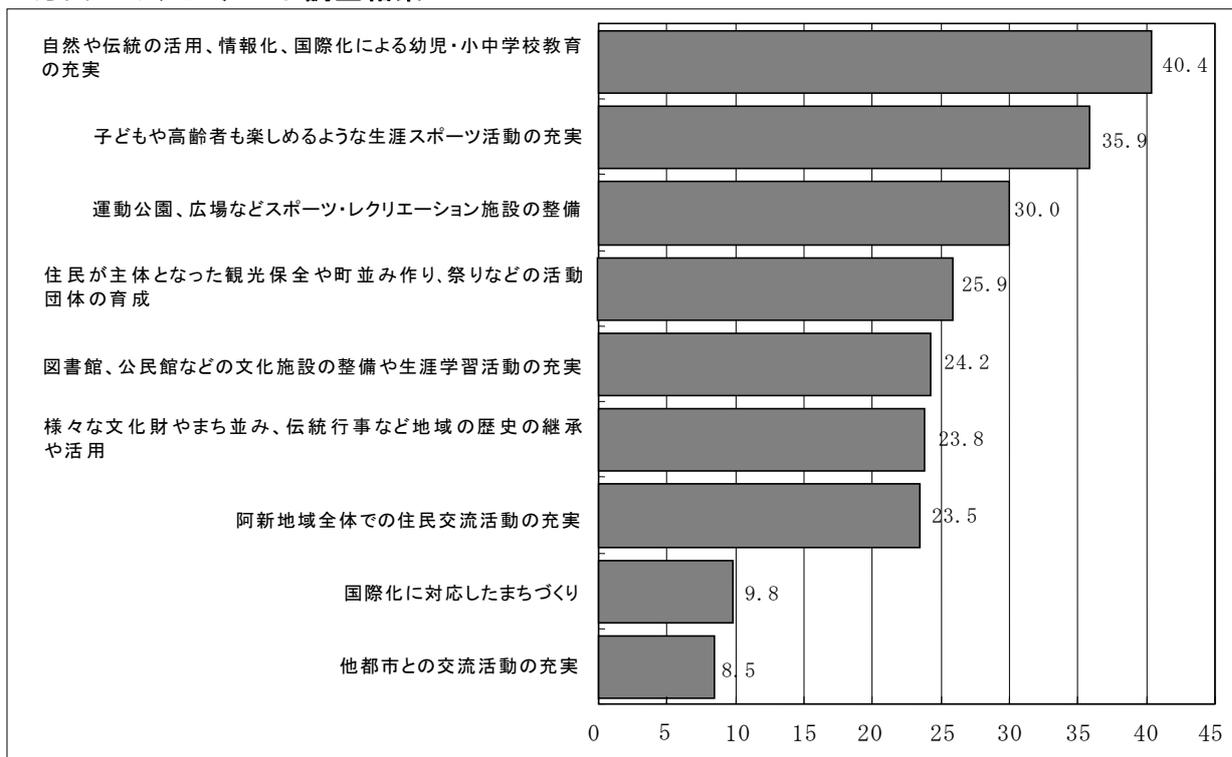
－文化の継承・創造と交流で人が育ち輝きのある文化都市－

○ 地域の自然、歴史・文化などを活かして21世紀を担う子供たちが健やかに育ち、市民が生涯にわたって多様な学習、スポーツ、地域活動、異文化との交流などができる環境の整備を推進して、源流文化に誇りを持ち、生活のあらゆる場面で人がかがやく文化都市をめざします。



1万人へのアンケート調査結果

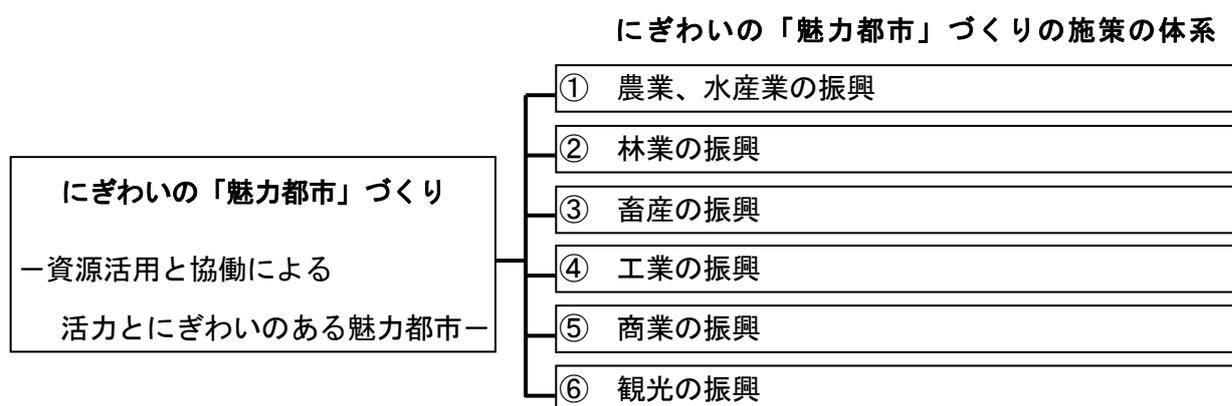
(単位：%)



(4) にぎわいの「魅力都市」

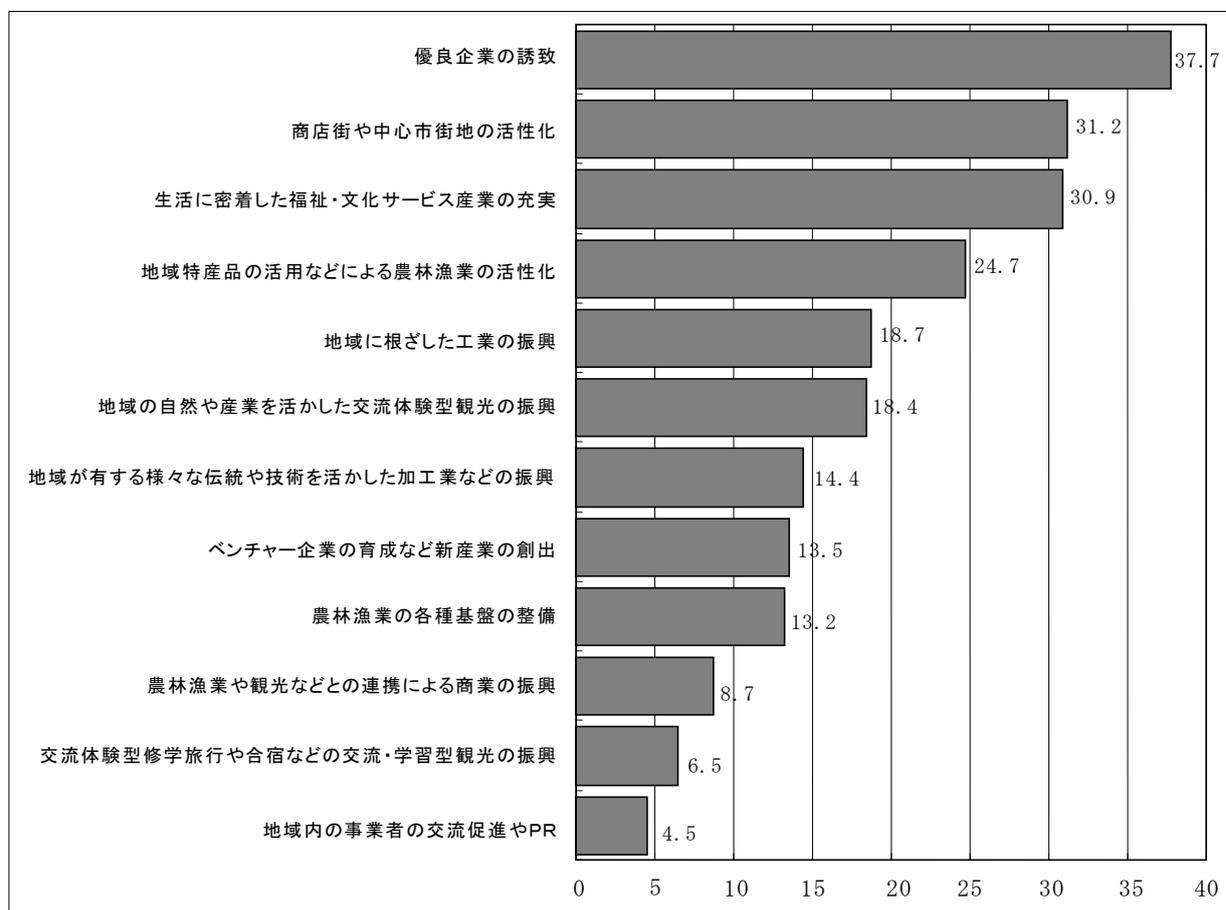
－資源活用と協働による活力とにぎわいのある魅力都市－

- ITなど技術革新の活用や産業振興面での人と人、地域と地域、住民と行政などとのつながりを深めることを基本として、各産業の総合的な振興を図ります。
- また、豊かな自然・文化や農林水産資源、情報・通信基盤などを活用した起業化への支援、地域内雇用の増進に寄与する企業の誘致などの方策を検討して、活力とにぎわいのある魅力都市をめざします。



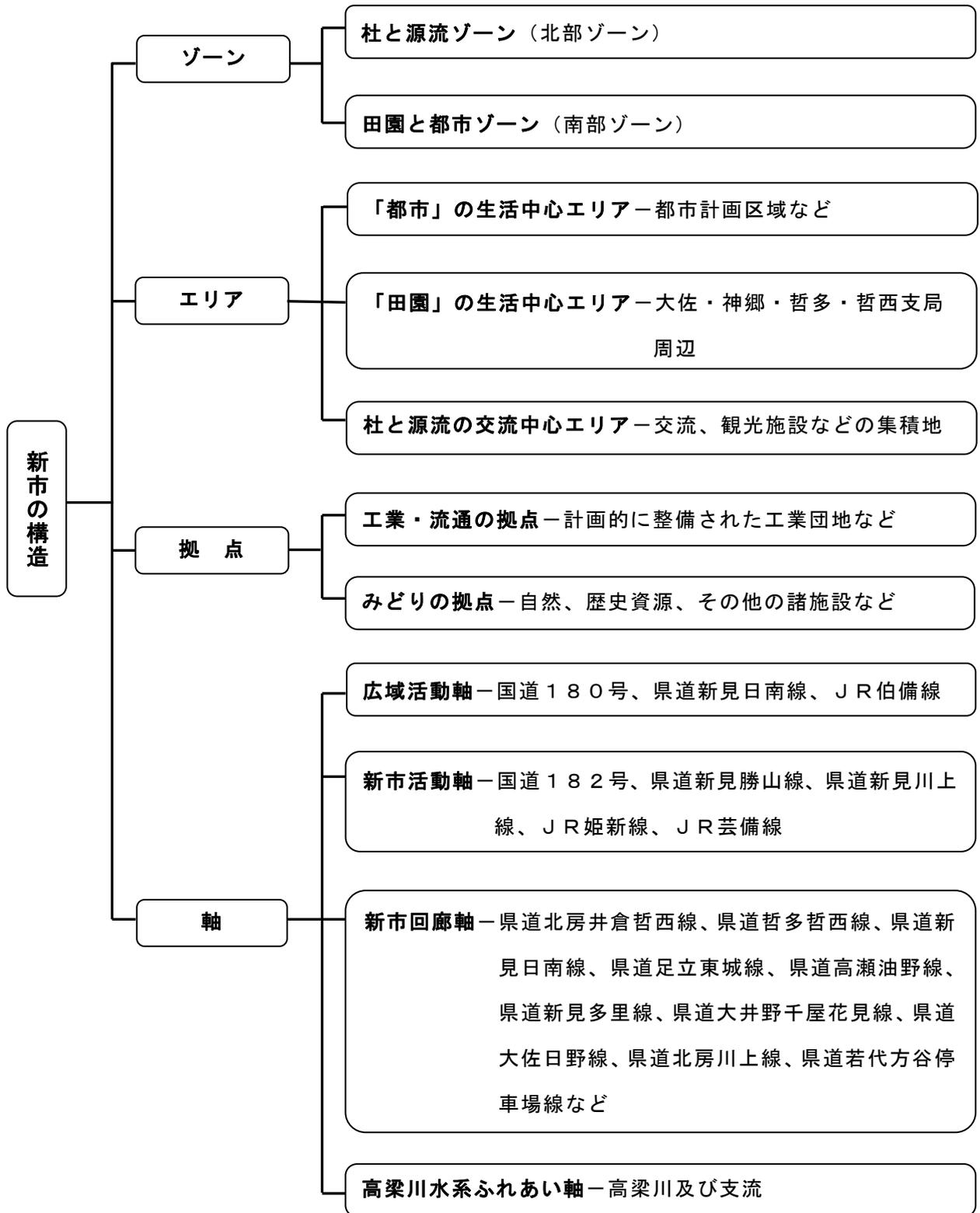
1万人へのアンケート調査結果

(単位：%)

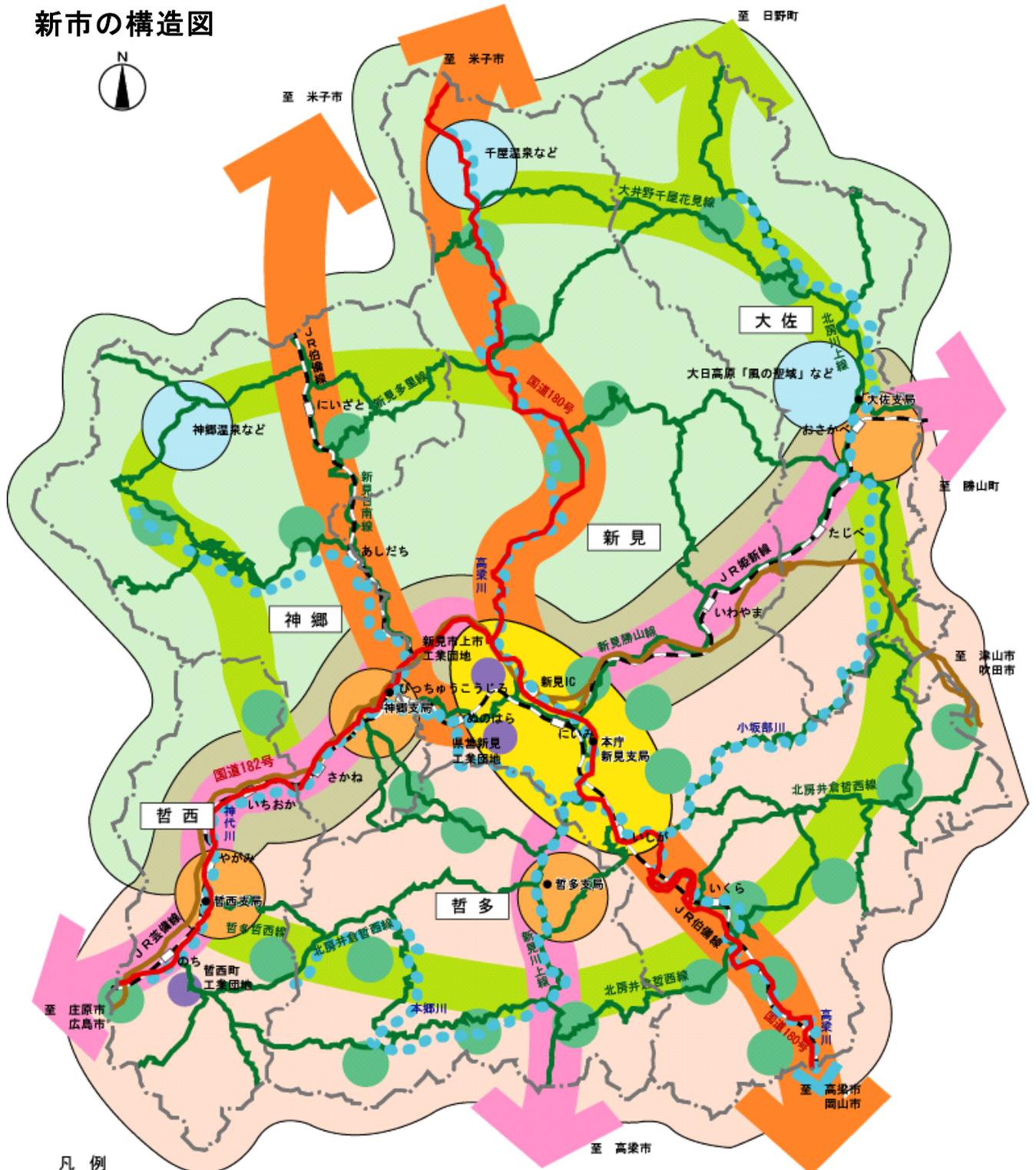


3. 新市の構造

新市では、自然との共生を基調としつつ、地域の特色にあった土地利用、拠点形成を行うとともに、道路・鉄道などの施設だけでなく、地域に恵みと潤いを与える河川や水辺林、街路樹などの水と緑を活かしながらネットワーク化を推進します。



新市の構造図



凡例

- | | | |
|-----------------|------------|--------|
| 社と源流ゾーン（北部ゾーン） | 広域活動軸 | 中国自動車道 |
| 田園と都市ゾーン（南部ゾーン） | 新市活動軸 | 国道 |
| 「都市」の生活中心エリア | 新市回廊軸 | 県道 |
| 「田園」の生活中心エリア | 高梁川水系ふれあい軸 | J R線 |
| 社と源流の交流中心エリア | | |
| 工業・流通の拠点 | | |
| みどりの拠点 | | |

各々のゾーン・エリア・拠点・軸の整備方針

	区 分	ゾーン・エリア・拠点・軸の整備方針
ゾーン（土地利用）の構成	杜と源流ゾーン （北部ゾーン）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな森林資源と高梁川の源流を有するなど県内でも屈指の自然美と生態系の豊かさを誇るとともに、新市だけでなく県全体の環境保全や産業振興を推進する上で大きな役割を担っています。 ○ このため、多様な自然に一層親しみ満喫できるよう、農林道・ほ場・放牧場などの整備、山間地の気候に適した地域特産物の育成、下流域との連携による森林の公的機能を維持する体制の確立など産業基盤の整備と、スキー場、温泉や源流を活かした親水空間など都市との交流基盤の充実を推進します。 ○ また、このゾーンの骨格となる国・県道の整備はもとより、生活道路や上下水道、広場などの充実による生活環境、急傾斜地や河川の改良・改修による防災機能の向上などにより集落の定住環境の充実を推進します。
	田園と都市ゾーン （南部ゾーン）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古くから各地が拓け、また、JR線、高速道路などの交通基盤にも恵まれたため、農林畜産業や商業、工業、歴史文化、観光、行政サービスなどに関する諸施設が各地に集積し、豊かな歴史や田園環境とも調和を図りながら市民の多くが居住し、他の都市との交流も図られています。 ○ このため、快適に都市的な生活が享受でき、他の都市との交流が円滑に図られるように、山林や農地、河川の保全や整備などによる防災機能の向上はもとより、他の都市とを結ぶ幹線道路や情報通信網、新たな高速道路インターチェンジの整備、地域の特色を活かした市街地や観光拠点の形成、優良農地を活かした地域特産品の育成、優良企業の誘致、保健・医療・福祉サービス拠点の充実などを推進します。
エリアの構成	「都市」の生活中心エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新市の中心に位置し、交通の結節点であることから、交通利便の良さや文化施設などを活かして、商業・文化・交流・行政などの都市機能の充実を推進します。 ○ また、このエリア内を流れる高梁川の水辺環境整備、市街地の緑化、身近な歴史資源の掘り起こしなどにより、風格ある都市景観の創出を推進します。
	「田園」の生活中心エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大佐・神郷・哲多・哲西それぞれの支局を中心とした各地域の生活中心地であり、道路、上下水道、公営住宅・宅地、公園緑地などの生活基盤施設や、生活に身近な保健・福祉・医療、教育、交流施設の充実などにより利便性の向上を推進します。 ○ また、エリアを取り囲む豊かな自然や昔ながらのまち並みとの調和を図るため、公共施設や宅地の緑化、休耕田の活用、昔ながらの家並みの保存などにより、自然景観と人工景観が調和した田園風景の再生、良好なまち並みの形成を推進します。
	杜と源流の交流中心エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の諸施設を活かして、豊かな自然や、その恵みに身近にふれあえるよう、交流機能の充実を推進します。

区 分		ゾーン・エリア・拠点・軸の整備方針
拠 点 の 構 成	工業・流通の拠点	○ 自然環境との調和を図りつつ適正な土地利用を推進するとともに、産・学・官の連携などによる新産業の展開の場としての活用を推進します。
	みどりの拠点	○ 現在の拠点的施設や地域資源及びその周辺を位置づけ、各々の特性を活かして、多様なふれあい、交流を育む拠点としての充実を推進します。
軸 (ネ ッ ト ワ ー ク の 骨 格) の 構 成	広域活動軸	○ 国道 180 号、J R 伯備線などは、新市の中央部を縦断し、岡山市・松江市間の広域的な移動ルートとなっていることから、自動車交通の走行性向上、安全・環境対策や、列車の増発、複線化などの充実を促進します。 ○ また、この軸の周辺では、これまで進めてきた「桜街道」の形成など、新市にふさわしい景観形成などを促進します。
	新市活動軸	○ 国道 182 号、J R 姫新線などは、広域活動軸を補完し各地域間や本庁・支局間の移動ルートとなっていることから、より安全に円滑な移動が行えるよう道路の整備・改良や列車の増発などの充実を促進します。 ○ また、この軸の周辺では、各地域で定めている花や木の植栽、田園、河川沿い、市街地内などの各区間の個性を活かした土地利用などを促進します。
	新市回廊軸	○ 広域活動軸と新市活動軸を補完する県道は、各地域間や当地域が有する多様な地域資源などを結ぶ上で重要な役割を担うことから、道路の整備・改良や案内機能の充実などを促進します。 ○ また、この軸の周辺では、農林業や観光の振興、各地区での集落景観の形成、名所づくりなどとの連携により個性の形成を促進します。
	高梁川水系ふれあい軸	○ 新市の緑地景観、自然とのふれあいや様々な交流を育む骨格として、高梁川及びその支流と周辺を位置づけます。 ○ 河川の防災対策はもとより、水辺の豊かさに親しめる施設やイベントなどの充実を推進します。

IV. 新市及び県が実施する新市の主要施策・事業

1. 分権・分散システムと住民参画

(1) 支局

新市には、旧市町の地域ごとに5つの支局を設置します。

本庁は、新市全体の政策形成や総合調整などの業務を行うこととし、市民に近いところでの施策決定を行うため、支局への権限委譲を行います。支局は、地域の課題を現地で解決できる総合出先事務所とし、住民主体のまちづくりを推進するとともに、旧市町の伝統文化など特性を活かした地域振興策を展開し、新市の新たな個性を創造します。

また、本庁・支局間や各支局間を結ぶ情報通信ネットワークを活用し、住民がどの支局でも住民票や印鑑登録証明書、戸籍謄抄本の交付などのサービスを受けることができるようサービスの充実を図り、「役場が遠くなり不便になる」「行き届いたサービスが受けられなくなる」などといった合併時の不安の解消を図ります。

(2) 地域審議会

新市には、支局ごとに地域住民の代表委員、公募による委員、各種団体の推薦委員で構成する地域審議会を設置します。

地域審議会は、支局の地域に関する新市の基本構想など各種計画の策定、特色ある施策の企画立案、支局の予算編成や地域づくり振興基金の運用など地域の行政施策を包括的に審議するとともに、各委員が地域のリーダーとして様々な活動を実践し、市民の意見を反映した個性豊かな地域づくりを推進します。

(3) まちづくり条例

新市では、住民自治の基本となるまちづくり条例を制定し、市民がまちづくりの主体であることを明らかにします。

条例には、市民、議会、市が協働してまちづくりを推進するため、まちづくりへの積極的な参画に努める市民の役割、市民の意見を総合的に判断して意思決定する議会の責務、市政を公正かつ誠実に執行する市長の責務などを規定します。また、市民との情報共有、附属機関委員などの公募、市が行う事務事業の評価、重要な事項に関する市民投票など、まちづくりのためのシステムを条例で規定することにより、新市の施策の意思形成から事業実施・評価まで様々な場での市民参画を図り、市民のためのまちづくりを推進します。

2. 行財政改革

新市では、行財政改革大綱を策定し、効率的な行政運営と健全な財政運営を行います。

組織は、市民福祉の向上を基本として、時代の変化に対応した簡素で効率的かつ機能的なものとしします。また、定員適正化計画を策定し、旧市町職員数の20%以上を目標とした職員定数の削減を行います。さらに、職員の資質向上に向けた研修や能力主義に基づく適材適所の人事配置を行うとともに、電子市役所の実現を図り、市民サービスの向上と行政の効率化に努めます。

財政基盤の強化に向けては、自主財源、依存財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直しを不断に行い、外部委託の積極的な推進などにより、経費の節減や合理化を図ります。また、大規模事業などについては、各種計画との整合性や費用対効果、緊急度・優先度を十分に検討し、効果的な事業実施に努めます。

3. 新市における主要施策・事業

(1) うるおいの「環境都市」づくり

① 道路網の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 新市の道路網は、国道2路線と県道、市道などにより構成されています。また、吹田・門司間を結び新見インターチェンジ、大佐サービスエリア、神郷パーキングエリアを有する中国自動車道が新市の中央を横断しています。
- 新市は、起伏に富んだ広大な面積を有し、冬期には積雪を見ることから、新市内や他地域との円滑な移動の確保を図るため、高速道路の活用、国道・県道・市道などの改良などにより、一体的な道路ネットワークの形成をめざします。

国道などは、交通量の増加や車両の大型化が進んでいることから、交通安全施設の充実や大気汚染・騒音などの監視体制の強化を図るとともに、景観との調和に配慮した整備をめざします。

また、人にやさしい道づくりの観点から、バリアフリー化など快適な歩行空間の整備をめざします。

道路の整備状況

区 分		新見市	大佐町	神郷町	哲多町	哲西町	県内平均	
国 道	実延長	52.4km	/	6.1km	/	11.0km	/	
	改良率	100.0%		100.0%		100.0%		98.1%
	舗装率	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%
県 道	実延長	128.7km	54.7km	54.5km	57.3km	20.0km	/	
	改良率	48.3%	40.8%	59.4%	50.8%	37.5%		70.1%
	舗装率	97.7%	100.0%	99.6%	99.1%	85.5%		97.6%
市 町 道	実延長	537.9km	130.8km	112.0km	184.7km	190.5km	/	
	改良率	43.8%	33.4%	58.0%	34.0%	34.9%		40.8%
	舗装率	85.5%	75.6%	74.3%	75.3%	73.8%		77.2%
橋 梁	永久橋比率	97.6%	70.2%	100.0%	100.0%	100.0%	98.7%	

(資料：県阿新地方振興局建設部<H15.4.1現在>、平成14年度公共施設状況調査)

イ 計画期間中の主要な施策

・ 高速道路の充実

他都市とのネットワークの強化、新市内の移動の円滑化、新市の観光拠点へのアクセス向上など利便性の向上を図るため、広域的な視点から新たなインターチェンジの整備をめざします。

・ 国道、県道の充実

走行性や交通安全対策、積雪、凍結、落石などの防災対策の向上とともに、公害対策、新市の骨格となる各軸の個性形成などにも配慮して改良を促進します。

・ 市道の充実

救急車・消防車が通行しにくい区間、豪雨などの災害発生時に通行不能となる区間、交通事故が多く発生する区間の改良などを推進し、利便性と安全性の向上を図ります。

・ 歩行空間の充実

歩道幅員の確保や段差の解消、除雪対策など安全で快適な歩行空間の整備を図ります。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 道路の美化・緑化などの継続的な取り組みや各軸の個性形成などへの参加
- ・ 見通しの悪い交差点など危険箇所の点検

② 公共交通網の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 新市の鉄道網は、新見、大佐、神郷、哲西内に駅を有するJR伯備線、姫新線、芸備線で構成され、新見駅は各路線の結節点となります。また、中国自動車道では、新見、大佐、神郷、哲西内にバス停を有する高速バスが運行されます。
- 鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、人口の減少、自動車の保有台数や免許保有者の増加などにより、一層厳しさを増す状況にあります。生活に密着した移動手段の確保や新市の一体性の形成などを図るうえで重要な役割を担うことから、その維持と利便性の向上をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

・ 路線バスの利便性向上

現在の路線の維持を図るとともに、行政・文化・スポーツ・医療施設などの広域的利用にも配慮したバス路線や便数の充実、バリアフリー車輛の導入、IT化などを総合的に検討して一層の利便性向上を推進します。

・ 公共交通機関の利用促進

JRやバス事業者などとも連携を図りながら、市民が休日などに新市内を気軽に移動できるような運行体系、観光・交流拠点とのネットワーク化、鉄道や路線バスを用いた周遊プランなどを検討し、公共交通の利用促進を図ります。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 公共交通機関の積極的利用
- ・ JR各線での列車の増発、乗継ぎ時間の短縮、車輛や駅舎のバリアフリー化、JR伯備線の複線化、フリーゲージトレインの導入
- ・ 鉄道や路線バスを利用した周遊プランなどの検討とPR活動

③ 水道・下水道の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 水道は、新見の市街地などは上水道、その他の地域は簡易水道などにより整備が進んでいますが、未普及地域も存在します。また、簡易水道は、高齢化などに伴い管理が困難となる地区、敷設後長期間を経過し施設の改修が必要となる地区も見られます。このため、上水道、簡易水道などの整備や施設などの適正な管理により、安全で安定した水道水の供給を図り、都市的で衛生的な生活環境の形成をめざします。
- 下水道は、河川などの水質保全、生活環境の充実や都市機能の確保を図るため、人口や世帯の集積が見られる市街地などでは公共下水道による整備、中山間の集落では農業集落排水などによる整備、その他の地域では浄化槽の普及を進め、生活雑排水による河川などの水質汚濁の防止を図り、自然環境と調和した都市的生活環境の形成をめざします。

水道・下水道の普及率

区 分	新見市	大佐町	神郷町	哲多町	哲西町	県 内 均 平
水 道 普 及 率	89.3%	94.1%	83.1%	99.4%	92.4%	97.9%
下 水 道 普 及 率	45.4%	91.6%	32.7%	81.5%	82.3%	62.9%

※ 水道普及率には、簡易水道などの普及率を含み、下水道普及率には農業集落排水などの普及率を含みます。
(資料：平成14年度公共施設状況調査)

イ 計画期間中の主要な施策

・ 水道の整備

上水道、簡易水道などは、水源地の確保、未普及地域の解消、老朽施設の更新を推進します。

また、より効率的な運営を図るため、上水道と簡易水道の再編、管理方法の見直しなどを推進します。

・ 下水道の整備

公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を引き続き推進するとともに、その他の地区は、地形や戸数などの地域の状況を踏まえつつ、農業集落排水施設の整備や浄化槽の普及などを推進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 公共下水道施設などへの接続や浄化槽の設置
- ・ 生活様式や企業活動などの見直しによる節水や水資源の有効活用、生活、工業用排水などの改善

④ 情報・通信網の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 新市の主な公共施設は、地域情報通信基盤ネットワークにより、岡山県情報ハイウェイに接続しています。このシステムを活用し、地域ケーブルテレビ（CATV）の全戸接続を行い、地上波デジタル放送に対応するとともに、防災、医療福祉、教育、産業など様々な活動において、誰もが、いつでも多様な双方向的なコミュニケーションを行うことができる地域情報化社会の構築をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

・ CATVの整備と活用

阿新広域情報通信ネットワークシステムを活用して公共施設と家庭、事業所などを結ぶCATV方式のラストワンマイル事業を実施し、地上波デジタル放送への対応、遠隔医療・健康管理や遠隔教育の導入などを推進します。また、情報・通信基盤の活用を促進するため、幅広い世代へのIT学習や講習などを実施します。

・ 電子自治体の構築

電子自治体の構築に向けて、情報通信ネットワーク施設の整備などを推進します。

・ その他の情報・通信基盤の整備

山間部での緊急連絡方法の確保面からも防災行政無線の整備と携帯電話不感地域の早期解消を推進します。

また、都市計画区域内の公共下水道管へ敷設した光ファイバーの活用により、自動検針、遠隔監視など下水道管理の高度化、効率化を図るとともに、ラストワンマイル事業を推進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ ラストワンマイル事業の活用
- ・ IT学習・講習会などへの参加
- ・ ホームページの作成などによる多様な情報の発信
- ・ 双方向通信基盤などを活かした福祉、医療、産業、交流などの展開方策の検討と実施
- ・ ITを利用した企業興し

⑤ 消防・防災対策などの充実

ア 新市のめざすべき方向

- 常備消防は、本署 1、分署 4 の体制で行い、特に予防消防活動を強化するほか、鳥取県西部地震を教訓にした自衛隊などとの合同訓練の実施、迅速な救急活動を行うための真庭、高梁地区との救急・救命業務に関する相互応援体制の整備など広域的な消防・防災・救急体制の確立に引き続き取り組みます。

非常備消防は、1 消防団 9 分団とし、救急救命業務を除く消防・防災活動全般にあたります。消防団員は、高齢化などが進み、補充確保が困難になりつつありますが、引き続き市民から敬愛され、若者にも魅力ある消防団づくりに努め、団員の確保に努めます。

- 広い面積を持つ新市では民家が点在し、また高齢者も増加する傾向にあるため、国の基準だけを目標とせず、この地域にふさわしい消防・救急・防災体制を総合的に再構築するとともに、防災に関する広報活動や防火・防災訓練など総合システムや、自主防災組織の育成やその取り組みの充実をめざします。
- また、犯罪や交通事故などの発生を防止する施設の整備や地域安全活動などを積極的に推進し、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

建物、林野火災の発生件数、急病による救急車出動件数の推移

区 分	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
建 物	8 件	2 1 件	1 2 件	1 3 件	9 件	1 3 件
林 野	1 件	5 件	4 件	6 件	1 0 件	3 件
救 急	4 5 9 件	5 3 1 件	5 8 9 件	6 1 0 件	6 2 2 件	7 3 7 件

(資料：新見地区消防本部調べ)

イ 計画期間中の主要な施策

・ 災害危険箇所などの改善

災害危険箇所を総括的に把握するとともに、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所や老朽化したため池などの改善を促進します。

・ 消防・防災体制の整備

活動の拠点となる消防署の充実や高所作業車の導入、消防水利の確保、非常備消防における施設・設備の充実などとともに、大規模な災害の発生にも迅速に対応できるよう自衛隊や災害救助関係機関との連携体制づくりを推進します。

また、消防職員は、過疎・高齢社会を支える住民にとって身近な行政職員として多様な役割を担えるよう充実を図ります。

円滑な避難、救助活動を行うため、広域避難場所や一次避難場所、緊急避難路、危険箇所などの周知を徹底します。

・ 救急体制の整備

より迅速で高度な救命活動が行えるよう、高規格救急車などの導入とともに、ドクターヘリの離発着場所の整備、救急救命士の充実を図ります。

・ 犯罪や交通事故などを防ぐ施設の整備

共同住宅や公園、道路など公共の場所における犯罪や交通事故などの発生防止に配慮した施設整備を推進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 家具などの倒壊防止や建物の耐震性の向上
- ・ 防火・防災・救急講習会や訓練などへの参加
- ・ 消防団や自主防災組織への参加
- ・ 地域住民の防犯・交通安全意識の高揚と自主的な地域安全活動の推進

⑥ その他の生活基盤（河川、公園、まち並み、住宅・宅地）の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 新市は、自然環境に恵まれた高梁川と支流の流域を基盤に生活が営まれています。また、各地域には伝統的な木造民家やまち並みなども見られますが、近年では建替えなどにより、面影が失われつつあります。
- 豊かな自然や歴史など身近に触れ合い、高齢社会においても快適に暮らせるよう、歴史的なまち並みや自然の豊かさの保全・活用、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応といった観点から河川や公園、住宅、市街地などの整備を推進し、快適で個性あるまちの形成をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

・ 河川などの整備

洪水などの自然災害に対し河川改修を推進するとともに、河川環境や親水性に配慮した整備を図ります。特に、土石流危険渓流（砂防河川）は、土砂災害を防止するため、計画的な整備を進めます。

・ 公園・緑地などの充実

地域住民の憩いの場や子供達の遊び場、防災空間となるよう公共的施設の統合整備、河川改修などとも併せて適正に配置するとともに、自然や歴史の活用、利用者の価値観の多様化などにも配慮して充実を図ります。

・ まち並みなどの保全・充実

各地域らしさを今に伝えるまち並み景観の保全、個性あるまち並みづくりを行うため、住民が主体となって策定するまち並みづくり計画や保存についてのイベント、フォーラムなどを通して気運の醸成や組織形成を図ります。

・ 住宅・宅地の安定供給の推進

住宅・宅地の供給は、定住するうえでの基盤となるものであり、若者や高齢者などの定住施策とも整合を図りつつ、土地区画整理事業、宅地造成などによる宅地の供給や民間との適切な役割分担のもとに多様な公営住宅などの供給を推進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 住宅や諸施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化
- ・ まち並みづくり計画の作成やまち並み保存の取組み
- ・ 公園・緑地・水辺林の管理と整備などへの参加

⑦ 生活・自然環境対策の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 近年、世界的な規模で二酸化炭素の増加による温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、森林の減少、土壌の劣化・砂漠化などの環境問題が発生しています。また、地球環境や地域の良好な環境の保全を図るため、資源の有効活用やエネルギーの効率的利用など、国際的な視点と生活に身近な視点を両立させながら持続可能な循環型社会へと転換することが求められています。
- 新市では、市民、事業者、行政それぞれが主体となり、きれいな空気や水、美しい景観など豊かな環境を保全して次世代に継承するため、源流地域や森林・中山間地域の環境と共生できるライフスタイルの普及、資源循環を基調としたまちの形成をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

・ 環境負荷の低減

省エネルギー型のまちづくりのため、太陽光、風力はもとより、ごみやオガクズなどの処理熱や温泉の加熱エネルギーなど地域に内在する各種ローカルエネルギーの有効活用を促進します。

また、行政活動を通じた環境負荷の低減を推進するとともに、民間企業でのISO14001の認証取得など環境負荷の低減に向けた取組みを支援します。

・ 源流地域と森林・中山間地域の保全体制の充実

山林や農地は、生態系の保全、治山・治水、食料や木材の安定供給など安全で快適な都市生活を送るうえで多様な役割を担っていることから、環境測定体制の充実、高梁川流域をあげての植林や下草刈り体験、休耕田の活用、自然観察会の開催などに取組める体制づくりを促進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 環境問題に関する講習や環境美化活動などへの参加
- ・ 節水・節電・環境にやさしい製品の使用、有機無農薬栽培、ISO14001の認証取得、社員研修などでの植林、田植え体験など環境負荷の低減に向けた各種取組みの実践

⑧ ごみ・し尿処理対策の充実

ア 新市のめざすべき方向

- ごみの年間一人当たり排出量は、生活様式の都市化などにより増加傾向にあることから、ごみの分別収集・収集方式の統一、ごみ袋の有料化、コンポストなどの普及による生ごみの減量化を行うとともに、ごみの分別化、再資源化などに関する施設の充実を図り、環境負荷の低減、資源の有効利用などに積極的に取り組むまちづくりをめざします。
- し尿処理は、下水道事業の整備、浄化槽の普及などとも整合を図りながら適正な処理を進め、衛生的な生活環境の保全をめざします。

ごみの年間一人当たり排出量の推移

区 分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
可燃ごみ	138.1kg	147.7kg	166.1kg	175.8kg	183.6kg
不燃ごみ	52.1kg	30.4kg	32.9kg	36.4kg	37.3kg
合 計	190.2kg	178.1kg	199.0kg	212.2kg	220.9kg

(資料：各市・町調べ)

ごみ、し尿の収集率などの推移

区 分		新見市	大佐町	神郷町	哲多町	哲西町	県 内 均 平
ご み	収 集 率	100.0%	61.9%	58.2%	55.3%	42.8%	95.5%
	焼却及び高速堆肥化处理率	81.7%	48.1%	40.2%	40.5%	33.6%	82.2%
し 尿	収 集 率	75.7%	83.3%	82.4%	34.3%	40.7%	34.9%
	衛生処理率	94.1%	92.1%	97.9%	100.0%	96.4%	98.6%

(資料：平成14年度公共施設状況調査)

イ 計画期間中の主要な施策

・ ごみ処理の充実

ごみの合理的な処理と再資源化を図るため、収集方法の統一、ごみの分別方法にあったストックヤードの確保などを推進します。

また、環境に配慮したごみの適正な処理を図るため、既存施設の改善、広域ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場などの整備を促進します。

・ し尿処理の充実

環境に配慮したし尿の処理を図るため、下水道などの整備や浄化槽の普及などとも整合を図りつつ、既存処理施設の充実を図ります。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ ごみの分別の徹底
- ・ ごみ排出量の低減、コンポストの活用、簡易包装、買い物袋の持参、フリーマーケットによるリサイクルなど再資源化に向けた各種取組みの実践

推進をめざす主要事業一覧

区 分	主 要 事 業
① 道路網の充実	新たな高速道路インターチェンジの整備検討
	市道、橋梁などの整備
	歩道の整備
	基幹道路網の整備 (新見川上線、新見日南線、長屋賀陽線、新見勝山線、北房井倉哲西線) [県事業]
② 公共交通網の充実	公共交通機関の利用促進
③ 水道・下水道の充実	上水道施設の整備
	簡易水道の拡張、整備
	簡易水道施設の改修
	下水処理施設整備計画の策定
	公共下水道の整備
	農業集落排水施設などの整備
	浄化槽の普及
④ 情報・通信網の充実	阿新広域情報通信ネットワーク(CATV施設)や下水道高度情報化システムの整備、ラストワンマイル事業の推進
	携帯電話の不感地域の解消
	行政高度情報化処理設備の整備
⑤ 消防・防災対策などの充実	地域防災計画の策定
	消防・救急車輛や施設の充実
	防犯・交通施設の整備
	地域防犯体制の充実
⑥ その他生活基盤(河川、公園、まち並み、住宅・宅地)の充実	国土利用計画の策定
	河川などの整備
	公園・緑地などの充実
	まち並みづくり計画作成などの支援
	土地区画整理事業、宅地造成の推進
	公営住宅の整備
	県管理河川の整備改修 [県事業]
⑦ 生活・自然環境対策の充実	環境基本計画の策定
	新エネルギービジョンの策定
	ローカルエネルギー活用への支援方策の充実
	環境教育・啓発の実施
	源流、森林・中山間地域の保全体制の充実
	森林の保全 [県事業]
⑧ ごみ・し尿処理対策の充実	ごみ処理基本計画の策定
	ごみの減量化
	リサイクルの推進
	広域ごみ処理施設の整備
	産業廃棄物不法投棄対策の実施
	一般廃棄物最終処分場の整備
	汚泥再生処理センターの整備
	ごみのストックヤードの整備

(2) やさしさの「健康都市」づくり

① 保健・医療の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 新市の広域的な保健・医療の充実は、高梁・阿新保健医療圏を単位として推進することになります。

高梁・阿新圏域の主要死因別割合を県平均と比較すると生活習慣病と呼ばれる脳疾患や心疾患による割合が高くなっており、死亡に至らなくても痴呆や寝たきりなどの要介護状態となる人々が増加することも予想されます。

日常的な傷病に対する医療（一次医療）は引き続き充実を進めますが、小児科、耳鼻科、眼科などの病院や、より専門的で入院を伴うような医療（二次医療）などは高梁圏域を越えた県南の病院に多く依存することとなります。

このため、健康づくりを行ううえでの基礎的なデータとなる老人保健関係などの受診率の一層の向上を図るとともに、発病予防などに重点を置いた健康づくりの充実をめざします。

- 新市では、保健・医療・福祉、さらには市立短期大学との連携などにより、出生から生涯を全うするまでのすべてのライフステージに対応して、疾病予防や健診、相談・指導、医療、在宅・施設福祉などを享受できる地域包括医療体制の構築、推進を図るとともに、市民の個性に合わせた健康づくり活動を的確に推進するため、食生活の改善やスポーツ振興、心の健康づくりなどに関する幅広い支援体制の充実を図ることにより、疾病の予防、健康寿命の長寿化をめざします。

老人保健関係の受診率

区 分	新見市	大佐町	神郷町	哲多町	哲西町
基本健康診査	56.5%	66.6%	51.3%	79.7%	64.4%
胃 が ん	41.2%	57.5%	43.0%	60.9%	43.3%
大 腸 が ん	43.1%	68.6%	47.1%	65.4%	47.7%
肺 が ん	64.7%	75.1%	66.5%	86.9%	86.1%
乳 が ん	15.5%	57.8%	27.1%	8.0%	31.7%
子 宮 が ん	30.1%	54.5%	31.1%	47.4%	46.8%

(資料：平成14年度県・市・町資料)

イ 計画期間中の主要な施策

・ 健康づくり施策の充実

各種検診の受診率の向上に向けた広報活動や各種検診データなどの蓄積と分析により、地域の特性にあった総合的な健康づくり運動を効果的に推進します。

また、市民が専門スタッフによる身体機能回復などの指導を受けられる場を提供し、市民主体の健康づくりを推進します。

・ 保健センター機能及び人材の充実

各種保健や心身の健康づくりなどの活動の充実を図るため、保健センターなどの設備の充実とともに、福祉や生涯学習・スポーツの振興施策などとの連携により各種健康づくり活動を支援する多様な人材の充実を図ります。

・ 医療体制などの充実

一次医療は、医師会、歯科医師会、医療機関、関係機関などと連携を図りながら、病院・診療所などの施設・設備の充実を図るとともに、効率的、合理的な運営方策も検討しながら不足している医療機関などの充足を促進します。また、休日・夜間の診療体制の充実、高度情報システムを活用した地域包括医療体制の具体化などの検討を促進します。

二次医療は、県南の病院に依存しているため、高梁市と共同して二次医療体制と救急搬送体制の充実を図ります。

・ 地域包括医療体制の構築、推進

医師会、歯科医師会、在宅介護支援センター、市立短期大学など各種機関と連携し、住民の健康づくりをサポートするシステムの実現を図ります。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 健康づくり講習会などへの参加
- ・ 健康づくりの実践
- ・ 事業所などでの健康管理や健康教育の実施
- ・ 地域包括医療体制の推進

② 高齢者福祉の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 高齢化社会が進展し、今後も高齢者世帯などが増加することが予測できることから、保健福祉センターなどの施設整備や介護保険サービスなどを実施し、引き続き高齢者福祉の充実を進めます。
- 新市では、施設福祉の充実はもとより、地域とともに高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるまちづくりをめざします。

介護・高齢者福祉施設などの整備状況

区 分	新見市	大佐町	神郷町	哲多町	哲西町
養護老人ホーム	1 箇所	-	-	-	-
特別養護老人ホーム	<1 箇所>	<1 箇所>	-	-	<1 箇所>
老人保健施設	<1 箇所>	-	-	-	-
介護療養型医療施設	<1 箇所>	-	-	-	-

※ <>は、民間による施設

(資料：平成15年度各市・町調べ)

イ 計画期間中の主要な施策

・ 福祉施設などの充実

高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならないよう、また要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、デイサービスセンターや在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、グループホームなどの施設、専門員の充実を図ります。

・ 高齢者の多様な生きがいの充実

高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、各種活動拠点施設やシルバー人材センターなどの充実を図るとともに、地域間・世代間の交流が深められるようボランティアや生涯学習活動などへの参加を促進します。

・ 地域包括医療体制の充実

住民、消防署、郵便局などとの連携強化や情報・通信システムの活用などにより、高齢者の日常的な安否確認体制の充実を図ります。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 声かけ運動など高齢者を地域で見守るための各種運動の実践
- ・ シルバー人材センター、ボランティア活動など生きがいづくり活動への参加
- ・ 高齢者が暮らしやすい環境づくり

③ 児童福祉・子育て支援の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 核家族や共働き世代の増加などにより、子育て支援の必要性が増加していることから、引き続き保育所の適正配置、待機児童の解消、幼保一元化の実施、保育施設・サービスや相談体制、子育てに関する情報提供などの充実、さらには市立短期大学との連携などにより、子供達が家庭や地域においていきいきと健全に暮らせ、子育てが行いやすいまちづくりをめざします。

保育施設などの充足状況

区 分	新見市	大佐町	神郷町	哲多町	哲西町
保育所充足率	53.0%	134.6%	93.8%	100.0%	100.0%
幼稚園充足率	157.7%	109.4%	-	74.5%	53.3%

※ 充足率は、施設の定員を幼児人口で除したものです。

(資料：平成14年度公共施設状況調査)

イ 計画期間中の主要な施策

・ 児童福祉サービスの充実

保育所などの適正配置と施設やサービスの充実を図るとともに、女性の社会進出や核家族化の進行、幼児教育や保育に対するニーズの高度化なども踏まえながら、幼保一元化への対応や保育時間の延長、障害児保育、学童保育などの児童福祉サービスの充実を図ります。

・ 子育て支援施策の充実

教育、若者定住施策と一体的に、子育て世代の学習や交流機会の拡充、子供達が自発的、継続的に楽しみを持って様々な活動を行える活動メニューや拠点、育児・子育てに関する各種相談体制などの充実を図ります。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 子供達を地域で見守るための各種運動の実践
- ・ 育児活動などを支援する労働環境の充実

④ 障害者（児）福祉の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 各種施設や居宅介護に必要なサービスの充実はもとより、雇用機会の拡充や働きやすい場づくり、地域住民との交流機会の拡充などについて検討を進め、障害者（児）が自立して安心して暮らし続けられるまちづくりをめざします。

障害者福祉施設の整備状況

区 分	新見市	大佐町	神郷町	哲多町	哲西町
身体障害者療護施設	-	1 箇所	-	-	-
知的障害者更生施設	-	-	1 箇所	-	-
知的障害者授産施設	-	-	-	1 箇所	-
グループホーム (知的障害者)	2 箇所	-	-	4 箇所	-
共同作業所	1 箇所	-	-	-	-

※ 施設は、全て民間による施設

(資料：平成15年度各市・町調べ)

イ 計画期間中の主要な施策

・ 障害者（児）福祉の充実

障害者一人ひとりにあったサービスの提供を図ることが求められるため、障害者福祉センターなどの施設と人材の充実、授産施設やグループホームなどの整備への支援を推進します。

また、自立・共生の支援体制の充実、障害者の社会参加機会の拡充を推進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 障害者の働きやすい環境づくり

⑤ その他の福祉の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 社会福祉活動の拠点となる施設などの充実を図るとともに、保健・福祉・医療や学・産・官の連携により、ノーマライゼーション（全ての住民がお互いを尊重し、障害のある人も・ない人も同じように地域や家庭で普通に生活ができる社会）の実現をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

・ 母（父）子福祉の充実

母子寡婦福祉協議会などの育成・強化を図るとともに、児童養育手当の支給など父子家庭を含めた各種助成制度などの充実を図ります。

また、就労や子育てに関する相談・支援体制の充実を図ります。

・ 地域福祉体制の確立

多様な福祉需要に対応するため、各地域の各種福祉施設や民生委員・児童委員、愛育委員、老人クラブなどとの協力体制の確立を図るとともに、ボランティアグループなどの育成・組織化や誰もが気軽にボランティア活動に参加できる気運の醸成などを促進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 各種ボランティア活動などへの参画
- ・ 母（父）子家庭の働きやすい環境づくり

推進をめざす主要事業一覧

区 分	主 要 事 業
① 保健・医療の充実	健康日本21行動計画の策定
	地域包括医療体制の構築、推進
	保健・医療施設の整備、医療機器の充実
	総合検診の充実
	休日・夜間診療、二次医療・救急搬送体制の充実
	保健師や各種指導員の充実
	健康増進施設の整備
② 高齢者福祉の充実	老人保健福祉計画の策定
	介護保険事業計画の策定
	老人福祉施設などの整備
	高齢者福祉にかかる専門員の充実
③ 児童福祉・子育て支援の充実	次世代育成支援行動計画の策定
	保育施設の整備
	子育て支援センターの充実
	子育て支援コーディネーターの配置
④ 障害者（児）福祉の充実	障害者（児）計画の策定
	障害者福祉センターの充実
⑤ その他の福祉の充実	母子保健計画の策定
	地域福祉計画の策定
	地域福祉体制の確立
	各種ボランティア活動などの広報活動の充実

(3) かがやきの「文化都市」づくり

① 学校教育の充実

ア 新市のめざすべき方向

- 住民の子育て要望に対応し、幼稚園教育と保育との一体化を図るとともに、郷土を愛する心を育てる幼児教育などを実施し、将来の新市を担う子供達の豊かな人間形成をめざします。

基礎的な学力・教養の修得はもとより、地域の豊かな自然や歴史文化の活用、国際化や情報化社会、ボランティア意識の高揚などにも対応した多様な教育を提供できる環境づくりを地域社会とともに推進し、優しさと思いやりがあり創造性・社会性・自主性に富んだ児童・生徒の育成をめざします。

また、全国的な社会問題となっているいじめや不登校の問題を解決するため、学校だけでなく、家庭や地域住民、関係機関などと密接に連携し、抜本的な対策の構築をめざします。

- 市立短期大学では、地域社会との交流、連携を推進するとともに、四年制大学への移行を検討し、優れた人材育成により地域社会への貢献をめざします。

小・中学校の概況

区 分	小 学 校			中 学 校		
	学校数	児童数	1学校当たり児童数	学校数	生徒数	1学校当たり生徒数
新見市	18校	1,218人	68人	9校	715人	79人
大佐町	5校	180人	36人	2校	126人	63人
神郷町	4校	135人	34人	2校	92人	46人
哲多町	3校	224人	75人	1校	121人	121人
哲西町	2校	166人	83人	1校	83人	83人
合 計	32校	1,923人	60人	15校	1,137人	76人

(資料：平成15年度各市・町調べ)

イ 計画期間中の主要な施策

・ 幼保一元化に対応した施設の充実

幼児の健全な育成、幼児教育・保育に対するニーズの多様化などへの対応を図るため、幼保一体化を検討しつつ、園舎や保育施設などの整備を推進します。

・ 教育施設の適正配置と充実

総合的な教育効果を一層発揮するため、引き続き児童・生徒数の動向を踏まえ、学区の見直し、学校規模の適正化を推進します。

また、教育施設は、地域の教育、文化、人材育成の中心的役割を担うものであり、安全で多様な教育を快適に実施できるように改築や設備の充実を図ります。

・ 特色ある学校づくりの推進

豊かな人間形成と優れた人材育成を行うため、市立短期大学の四年制大学への移行をめざすとともに、地域の自然、歴史文化、福祉、環境、情報、国際交流などに関する教職員の研修を推進するとともに、ALT（外国語指導助手）の増員による幼稚園、小学校での英語教育の充実を図ります。

また、児童・生徒の健康を重視した学校給食とするため、安心できる地元の食材の購入や施設の整備などを推進します。

・ 児童・生徒間の交流促進

各種授業やクラブ活動、体育祭、文化祭などの合同実施により、児童・生徒間の多様な交流を促進します。

・ いじめや不登校の問題の解決

心に関わる問題に対処するため、適応指導教室の開設や不登校相談員の配置など教育相談システムの充実を図ります。

・ 地域社会との連携強化

豊かな人材の育成を図るため、様々な分野で、地域社会と小・中学校、市立短期大学との交流、連携を推進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ P T A や子供会などへの参加
- ・ 子供達と過ごす時間の拡充
- ・ 児童・生徒の農林業・ボランティア・商業体験などを支える体制づくり

② 生涯学習・スポーツの充実

ア 新市のめざすべき方向

- 近年、生活水準の向上、ライフスタイルの変化などにより、生涯学習・スポーツ活動に対するニーズは、より高度化、多様化する傾向にあることから、豊かな自然、歴史、伝統文化の活用や、これまで整備を進めてきた各種施設の充実やきめ細かなサービスなどを行い、市民が生涯を通じ様々な生涯学習・スポーツなどに取り組むことができる環境づくりと利用者の満足度の向上をめざします。

主要な生涯学習・スポーツ施設などの整備状況

区分	施設名
新見市	新見文化交流館・生涯学習センター、公民館14館、図書館、美術館、青年の家、市民体育館、憩いとふれあいの公園、いぶきの里スキー場など
大佐町	町民センター、中央公民館、交流センター、児童館、奥備中風土記館、大日高原（スカイスポーツ施設、ケイマン・ディスクゴルフ場、オートキャンプ場）、温水プールなど
神郷町	公民館4館・分館7館、神楽の館、神郷スキー場、高瀬湖畔キャンプ・オートキャンプ場、町民グラウンドなど
哲多町	町民センター、新砥中央公民館、コミュニティハウス、ボランティアふれあい館、郷土文化館、夢ひろば萬歳など
哲西町	生涯学習センター、図書館、町民会館、集会所、児童館、文化伝習館、町民グラウンドなど

(資料：平成15年度各市・町調べ)

イ 計画期間中の主要な施策

・ 生涯学習・スポーツ推進体制の確立

各支局などを単位として子供から高齢者まで参加できる生涯学習・スポーツの普及と市民や各種団体の自主的な文化・スポーツ活動の支援を推進する体制を確立します。

・ 生涯学習・スポーツ施設などの充実

市民の利便性の向上、生涯学習・スポーツニーズの多様化に配慮して文化・スポーツ施設とサービスの充実を推進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 生涯学習・スポーツ講座などへの参加
- ・ 自主的な各種サークルやクラブづくりなどへの発展と諸活動の実践

③ 地域文化、文化財などの保全、伝承の推進

ア 新市のめざすべき方向

- 国・県・市指定の文化財をはじめ、名所、伝統行事、祭りや昔ながらのたずまいを今に伝えるまち並みなどの保全・伝承策を講じ、郷土愛や地域の歴史、文化に対する意識の高揚を図るとともに、市民の自主的な文化活動を支援し、地域特性を活かした個性ある地域文化の振興をめざします。

主要な文化財の指定状況

区分	国指定	県指定
新見市	三尾寺木造千手観音両脇土像、備中神楽、羅生門、草間の間歇冷泉	三尾寺本堂、石造宝台寺五輪塔、石造延命地蔵、石造延命地蔵（朝間地蔵）、石造延命地蔵（昼間地蔵）、石造延命地蔵菩薩立像（夕間地蔵）、宝台寺石造延命地蔵菩薩坐像、太刀無銘伝国俊、木工芸（森田翠玉）、阿哲台のうち宇山洞、秘坂鍾乳穴、満奇洞、井倉洞、縞嶽
大佐町		方谷庵
神郷町		六角石幢、石造薬師三尊像
哲多町		荒戸神社本殿、野田山遺跡、金螢発生地
哲西町	鯉ヶ窪湿生植物群落	矢田石仏

（資料：国、県文化財指定一覧）

イ 計画期間中の主要な施策

・ 地域文化、文化財の保全

次の世代に継承するため、古墳や鍾乳洞、湿原など重要な文化財や祭り、伝統文化などの保全を推進します。

・ 新たな文化財などの掘り起こし

新たに文化財に登録すべきものや地域の誇りとして伝えていくものなどの掘り起こしを推進し、望ましい保全、伝承方策を検討します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 文化財、伝統行事などの保全、伝承や掘り起こし活動などへの参加
- ・ 伝統行事などの後継者育成
- ・ 歴史と文化に対する文化活動の支援

④ 多様な交流の推進

ア 新市のめざすべき方向

- 各地域で国内他地域はもとより諸外国と行ってきた文化、教育、産業、観光など多様な交流活動を引き続き推進します。また、哲多の国際貢献大学校でAMD A（アジア医師連絡協議会）が行う国際的な人道援助に関する研修などを通じた交流も引き続き推進します。

さらには、各地域における交流活動の成果などを踏まえ、市民の自主的な交流活動や受入れ体制づくりを促進し、開かれた地域づくりをめざします。

主要な交流活動の地域

区 分	国 際 交 流	国 内 交 流
新見市	中国・信陽市瀋河区	沖縄県竹富町
大佐町	米国・ニューパルツ・ヴィレッジ	
神郷町		大阪市阿倍野区
哲多町	ミャンマー国・メティラ市	
哲西町		

イ 計画期間中の主要な施策

・ 地域間及び国際交流の推進体制の充実

各地域の事業所などで自主的に実施している各種交流活動を支援するための体制づくりを推進します。また、合併を契機として地域の一体化や国際交流の振興に寄与するようなイベントの開催を検討します。

・ 多様な交流拠点施設などの充実

交流活動の成果を発揮するため、来訪者やグループなどが中、長期にわたり滞在し市民と交流することができるホームステイなどの受入れ体制の充実を図ります。

・ 関係機関などとの連携強化による学習機会の拡充

各種交流活動を行うためには、人権や各地域、諸外国に関する正確な認識を有していることが必要であり、学校教育や生涯学習、諸外国に関する多様な情報を有するAMD Aを始め関係機関などとの連携により、各種交流活動を行うための基礎的知識の修得機会の拡充を図ります。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 交流会やイベントなどの交流活動や講習会への参加
- ・ ホームステイの実施や企業研修などでの自主的な交流活動の実施

⑤ 人権の尊重

ア 新市のめざすべき方向

- 性別、年齢などにかかわらず、全ての人々が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

- ・ **人権啓発・教育活動の推進**

学校、家庭、職場など様々な場所において、人権が尊重されるよう啓発、教育活動を推進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 人権啓発・教育研修への参加
- ・ 公正な採用選考と人材登用

推進をめざす主要事業一覧

区 分	主 要 事 業
① 学校教育の充実	小・中学校の校舎、体育館、プールなどの整備
	小・中学校のパソコンなどの充実
	小・中学校の再編の推進
	市立短期大学本館、図書館の整備
	適応指導教室の開設、不登校相談員などの配置
	地域の特色を活かした各種体験学習の充実
	市立短期大学の四年制大学への移行検討
② 生涯学習・スポーツの充実	公民館、図書館、美術館などの充実
	青少年宿泊研修センターの整備
	グラウンド、体育館、プールなど社会体育施設の整備
③ 地域文化、文化財などの保全、伝承の推進	重要文化財などの保全
	市史の編纂
	地域資源の掘り起こし
④ 多様な交流の推進	国内交流、国際交流の実施
	新たな交流イベントの開催
⑤ 人権の尊重	人権啓発・教育活動の推進
	男女共同参画基本計画の策定

(4) にぎわいの「魅力都市」づくり

① 農業、水産業の振興

ア 新市のめざすべき方向

- 農業は、水稻を中心にピオーネ、夏秋トマト、桃、花卉などの栽培を振興しブランド化を推進するとともに、冷涼な気候に適した新たな振興作物の導入や耕種農家と畜産農家との連携による有機農業の展開などにより農産物の高付加価値化を図ります。また、引き続き、農業協同組合など関係機関と連携し、ITを活用した生産・販売体制の確立、農産物や農作業体験を通じた都市との交流、安全・安心な地域農産物の提供・消費を行う地産地消運動の展開などにより農産物の販売拡大をめざします。

さらに、農業生産基盤の整備・充実や6次産業化などにより後継者の確保や新たな雇用機会を創出し、地域特性を活かした活力ある農業地域をめざします。

- 水産業は、魚の住める環境の整備を進めて内水面漁業の振興を図るとともに、養殖業の生産性向上を図り、源流地域にふさわしい水産業の確立をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

・ 生産基盤などの充実

農村景観の保全、農作業の省力化、農産物の高付加価値化、新たな振興作物の導入なども踏まえつつ、ほ場、広域農道、用排水路などの農業生産基盤や、集出荷・加工、栽培施設などの農業近代化施設の充実を促進します。

また、農地の荒廃を防止するため、担い手の確保、集落営農の推進や有害鳥獣対策などを促進します。

・ 主要な農産物などの生産振興

水稻は、米政策改革大綱に基づき「米づくりの本来あるべき姿」である市場重視の考え方に立って需要に即した「売れる米づくり」を促進します。特にコシヒカリ・あきたこまちなどの優良品種米のブランド化を図るとともに、転作作物の定着化を促進します。また、農業者、農業者団体が自主的・主体的に取り組む需給システムの構築を図るとともに、農地の集約、中核的担い手の育成などを促進します。

ピオーネ、桃など代表的な特産物は、新規栽培者の参入や増反を通じて規模拡大を図りながら、品質向上、販路拡大などを促進します。

夏秋トマトは、引き続き施設化や養液栽培、マルハナバチ受粉など新技術の導入によりブランド化を推進します。

農業経営の安定化、新たな農産物の産地化などに向けて、気候にあった花きや果樹類などの優良品種の導入と普及を促進します。

・ **農業・農村の活性化の促進**

中山間地域が有する豊かさを活かして農業・農村の活性化を図るため、グリーンツーリズムの普及や農業、水産業を通じた体験学習・企業研修の場、地域の農産物などの良さを体感できる地産地消の拠点、観光農園などの整備を促進します。

また、阿新農業協同組合が宝塚市で運営するアンテナショップや道の駅、直売所などを通じて得られた消費者ニーズを農業振興に反映できるようITを活用した販売や情報収集体制の整備を促進します。

新規就農者の確保、育成を行うため、ほ場や住宅の整備をはじめ、生産者、阿新農業協同組合、阿新農業改良普及センターなどとともに営農支援体制づくりを促進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 技術研修、集落営農などへの参加
- ・ 有機無農薬栽培など環境にやさしい農業の実践
- ・ グリーンツーリズムなどの受入れ体制の充実
- ・ 休耕農地などの活用による特産物の試作・開発、観光農園、生きがい農園などの整備
- ・ 地場産品の直売・購入など地産地消の実践

② 林業の振興

ア 新市のめざすべき方向

- 新市の総面積の約9割を占める森林は、高梁川流域の県土の保全、水源涵養、生態系の保全、地球温暖化の防止、自然体験型観光など多様な役割を担うことから、天然林の保護・育成や生産性の高い林業経営の確立、担い手の確保などを図り、保全・活用方策の確立をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

・ 生産基盤の充実

林道は、林道網整備計画や地域森林計画などにに基づき整備を推進します。また、効率的に間伐を行うため、作業道などの整備に取り組むとともに、多様な自然環境の創出・保全にも配慮して、一斉人工林化から、広葉樹林などの植林も含めた長伐期育成循環施業などを促進します。

・ 関係機関などとの連携強化

森林組合などとの連携により、新規就業者の育成、自然観察などの案内、都市住民や企業による多様な森林保全・育成活動、地産地消などによる地域木材の販路拡充などに取り組む体制づくりを促進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 間伐や作業道整備などに関する制度の活用
- ・ 広葉樹などの植樹や保育活動の推進
- ・ 地域木材を活用した住宅などの建設、工芸品の製造・販売など「地産地消」の実践
- ・ 観光林業への取り組みや広葉樹を使ったきのこ栽培の実践
- ・ 森林の整備など環境保全活動の実施

③ 畜産の振興

ア 新市のめざすべき方向

- 畜産は、千屋牛などのブランドのPR・確立による販路拡大、地産地消による消費拡大、安全で高品質な畜産物の低コスト生産を推進するとともに、ITを活用した経営合理化、消費者への生産・販売情報の提供、優良牛の増殖や担い手の確保を図ることにより、県下有数の畜産振興地域としての発展をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

- ・ **生産基盤の整備**

地域内での一貫生産を図りながら、基礎雌牛への計画交配や飼料の自給率向上、ふん尿の適正処理など生産活動を支える施設や農地などの充実を促進します。

- ・ **合理的な畜産経営の促進**

ITの導入により、育種価の優れた基礎雌牛への計画交配と優良子牛の保留、優良雌牛群の増殖を図り、経費の低減や高品質肉牛の生産による収益の向上などを促進します。

- ・ **生産・販売情報の提供体制の充実**

畜産に関する安全性確保への関心が高まってきており、ITの活用や地産地消運動などによりブランドのPRと生産者の顔が見える畜産を促進します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 肉用牛の振興など技術研修への参加
- ・ 耕種農家との連携による資源循環型農業の実践
- ・ 草地、林地を活かした労働力の軽減
- ・ 地産地消の実践と安全性のPRの推進

④ 工業の振興

ア 新市のめざすべき方向

- 工業は、商工会議所など関係機関と連携し、石灰石加工業、木材加工業、弱電機器製造業、繊維縫製業、プラスチック・金属加工業など主要な企業の経営安定化とともに、さらなる地域経済の発展、雇用機会の拡大を図るため新規企業の誘致をめざします。

また、活力ある企業活動や円滑な企業誘致を行ううえで必要な産業活動基盤の整備・充実を図るとともに、情報・通信、農林畜産、自然環境など地域特性を活かしたベンチャー企業の育成を図ることにより、地域に根ざした特色ある工業の繁栄をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

・ 産業活動基盤の充実

高度情報化社会や物流時代に適切に対応できるよう、情報・通信基盤や道路・交通網などの充実を図ります。

・ 産・学・官によるベンチャー企業などの育成・誘致体制づくりの推進

新市にとって望ましい企業の育成・誘致を円滑に進めるため、産・学・官の連携による育成・誘致体制づくりや支援制度の充実を図ります。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 地域内雇用の実践
- ・ 地域の資源を活かした製品開発の推進
- ・ I Tなどの活用による企業興し

⑤ 商業の振興

ア 新市のめざすべき方向

- 商業は、少子高齢化社会、車社会の進行や消費者ニーズの多様化などに対応するため、商工会議所など関係機関と連携し、公共交通機関の充実、駐車場の整備、ITの活用による情報提供、販売などにより、既存商店・商店街の利便性向上を図るとともに、地場企業の振興や観光PRにより、定住人口の減少防止と交流人口の増加を図り、賑わいのある商店・商店街の形成をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

・ 商店街などの個性形成の促進

消費者の少子高齢化への対応や地域特産品の地産地消運動、ITを活用した商業展開や情報提供方策、消費流出の防止や地域とのつながりを深めるための地域内通貨の導入など新市の商業活性化を図るための諸課題について事業者や商工会議所・商工会とともに検討を進め、商店街などの個性化を促進します。

・ 地産地消運動の推進体制づくり

地域の個性を活かした商業活動などの一環ともなる地産地消運動の効果的な運営を図るため、商店・飲食店事業者と農林漁業者、関係団体による推進

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 商工会議所、商工会、商店街活性化イベントへの参加
- ・ 子供や高齢者などにも利用しやすい商店街とサービスの実施
- ・ 地産地消運動の実践
- ・ ITを活用した地域特産品の紹介、販売促進

⑥ 観光の振興

ア 新市のめざすべき方向

- ゆとりや癒し、安らぎといった観光客の多様な志向に対応するため、豊かな自然や温泉、アウトドア・農業体験施設など魅力ある観光資源のネットワークによる年間を通じた多様な体験・滞在型広域観光ルートの設定、効果的な観光キャンペーンの展開やマスコミ・ITを活用した観光情報の発信を行うとともに、温かいおもてなし意識の醸成など受入れ体制の整備を行うことにより、観光客の誘致とリピーターの確保による交流人口の増加を図り、地域の活性化と雇用機会の創出が可能となる観光産業への発展をめざします。

イ 計画期間中の主要な施策

・ 観光・交流拠点の充実と新たな観光資源の掘り起こし

年間を通じた来訪魅力を確立するため、観光・交流ニーズの変化に対応し、湿原、キャンプ場、温泉、美術館、道の駅などの施設・設備の充実を図るとともに、内在する観光資源の掘り起こし、住民によるホテルの里づくりや伝統行事などを活かした地域活性化活動を促進します。

・ 広域観光ルートの設定とPR

新市に点在する観光資源を結び、滞在型の広域観光ルートを設定し、誘客PRを展開します。

・ 観光・交流情報の発信体制づくり

きめ細かく多様な情報発信を行うため、関係機関などで作成されているパンフレットやホームページなどを利用者の視点から再検討します。

ウ 市民、事業所との協働方向

- ・ 地域の観光資源などの掘り起こし、観光資源の積極的なPR
- ・ 観光資源などのネットワーク化による魅力あるメニューづくり
- ・ グリーンツーリズムの実践
- ・ 地域の特性を活かしたまちおこしや観光イベントの開催
- ・ 観光地の美化
- ・ 温かいおもてなしの実践
- ・ 新たな特産物、料理の開発

推進をめざす主要事業一覧

区 分	主 要 事 業
① 農業、水産業の振興	水田農業振興計画の策定
	農業基盤強化基本構想の策定
	地域農業マスタープランの策定
	農業振興地域整備計画の策定
	農産物加工施設などの整備
	花きや果樹など新たな農産物の導入・育成支援
	道の駅など地産地消の拠点の整備
	農村公園、貸農園、ダム周辺親水公園など農業、漁業の体験拠点の整備
	新規就農者向け住宅の建設
	農道、ほ場、用排水路、ため池などの整備
	農道・ほ場・用排水路などの整備 [県事業]
② 林業の振興	森林整備計画の策定
	林道、作業道などの整備
	市有林などの保育整備
	優良材育成・利活用の支援
③ 畜産の振興	肉用牛のブランド化対策の充実
④ 工業の振興	ベンチャー企業などの育成・誘致体制の充実
⑤ 商業の振興	商店街などの個性形成の支援
	地産地消運動の推進体制の確立
⑥ 観光の振興	観光施設の整備、充実
	観光による地域活性化活動の支援
	広域観光ルートの設定
	観光・交流情報のPRと提供体制の充実

V. 公共的施設の統合整備の方針

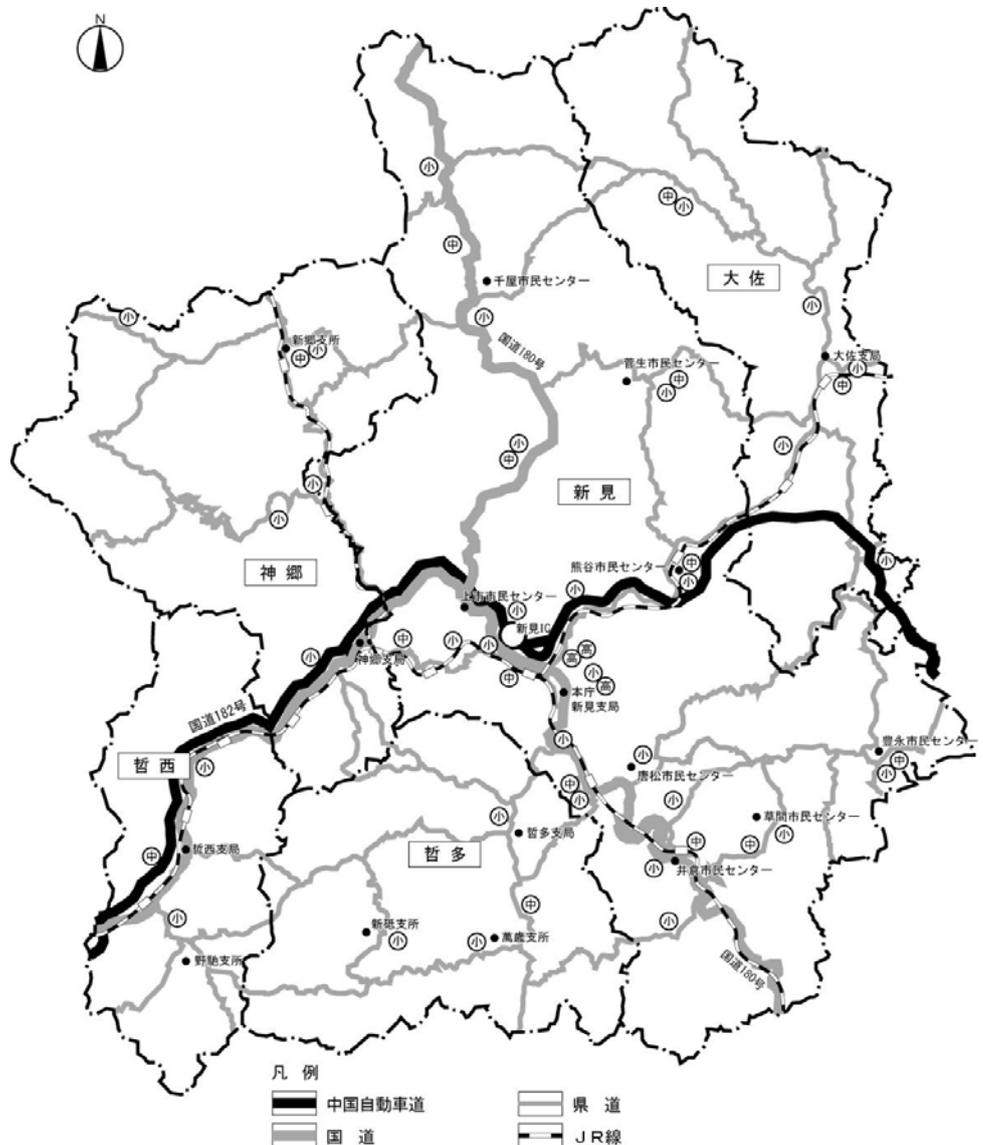
- 新市の本庁と新見支局は、現在の新見市役所の庁舎内に置き、大佐支局、神郷支局、哲多支局、哲西支局は、現在の各町役場の庁舎内に置きます。また、各市町の支所などは支局の出先機関とし、将来のあり方は支局で検討することとします。

これにより、これまで各市町が行ってきた行政サービスを低下させず、市民に身近なところで行政サービスが行える体制を整えるとともに、分権・分散システムの基盤確立を図ります。

- 小・中学校などについては、将来人口（児童・生徒数）を考慮し、施設・機器の整備充実を行うとともに、市民の理解と協力を得て、再編など今後のあり方を検討するものとします。

小・中学校などの位置図

- その他の公共的施設については、施設運営の効果性、地域特性や地域バランス、市民生活の急激な変化への対応、既存施設の有効活用、類似する施設の体系的活用、さらには財政事情や利活用に関する住民要望などを総合的に勘案し統合整備を行います。



VI. 新市の財政計画

1. 設定条件

新市における財政計画は、歳入歳出の各項目ごとに、合併後の平成17年度から平成31年度までの15年間について普通会計ベースで作成したものです。

なお、普通会計に属さない特別会計については、適正な繰出を行い、その会計の運営に支障が生じないように配慮しています。

作成に当たっては、過去の実績などを勘案し、新市建設計画に基づく主要事業の実施や各種制度改正による影響額などを反映させるとともに、健全な財政運営に心掛けるようにしています。

(1) 歳入

① 地方税

地方税は、現行税制度を基本に過去の実績や現時点で明らかな税制改正などを勘案しながら推計しています。

② 地方譲与税・交付金

地方譲与税・交付金は、過去の実績などを踏まえて推計しています。

③ 地方交付税

普通交付税は、普通交付税における算定の特例（合併算定替）により算出しています。基準財政需要額は、新市建設計画に計上された事業等の実施に伴う事業費補正・公債費算入分などを加算する一方、合併算定替終了による影響額を考慮し、基準財政収入額は、それぞれの年度ごとに推計した地方税、譲与税などの収入額を控除することで推計しています。

特別交付税は、現行の交付税制度を基に計上しています。

④ 分担金及び負担金

分担金及び負担金は、過去の実績などを踏まえて推計しています。

⑤ 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、過去の実績を踏まえて推計しています。

⑥ 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金は、過去の実績を踏まえるとともに、新市建設計画に基づく事業の実施による収入分を見込んで推計しています。

⑦ 財産収入及び寄附金

財産収入及び寄附金は、過去の実績などを踏まえて推計しています。

⑧ **繰入金**

繰入金は、主要事業等の実施に伴う必要額を財政調整基金などから繰入しています。

⑨ **諸収入**

諸収入は、過去の実績などを踏まえて推計しています。

⑩ **地方債**

地方債は、新市建設計画に基づく主要事業等の実施に伴い、合併特例債や過疎債などの発行を見込んで推計しています。

(2) **歳出**

① **人件費**

人件費は、定員・給与の適正化及び退職予定者の見込みを踏まえ推計しています。

② **物件費**

物件費は、過去の実績などを踏まえて推計しています。

③ **維持補修費**

維持修繕費は、過去の実績などを踏まえて推計しています。

④ **扶助費**

扶助費は、過去の実績や高齢化を踏まえた伸び率を参考に推計しています。

⑤ **補助費等**

補助費等は、過去の実績などを踏まえて推計しています。

⑥ **公債費**

公債費は、過去に発行した地方債に係る償還予定額と、新たな地方債借入に伴う償還額を見込んで推計しています。

⑦ **積立金**

積立金は、年度間調整のための財政調整基金への積立や基金利息収入の積立分を見込んで推計しています。

⑧ **繰出金**

繰出金は、各事業会計における収支計画等に基づき計上しています。

⑨ **投資・出資・貸付金**

投資・出資・貸付金は、過去の実績などを踏まえて推計しています。

⑩ 普通建設事業費

普通建設事業費は、新市建設計画に基づく事業費やその他の普通建設事業費を見込んで推計しています。

2. 財政計画

歳入

(単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地方税	3,222	3,207	3,503	3,642	3,512	3,429	3,478	3,407	3,412	3,410	3,300	3,268	3,245	3,144	3,120
地方譲与税	495	625	352	339	330	323	316	295	283	283	283	283	283	283	283
利子割交付金等	46	42	47	26	22	21	21	18	42	24	24	24	24	24	24
地方消費税交付金	330	334	322	300	321	320	304	296	293	387	500	645	645	645	645
ゴルフ場利用税交付金	2	2	2	2	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車取得税交付金	159	161	147	142	83	70	62	77	70	32	16	-	-	-	-
地方特例交付金	90	69	19	37	56	69	62	10	10	9	9	9	9	9	9
地方交付税	12,364	12,155	12,198	12,752	12,809	13,715	13,638	13,641	13,621	13,319	13,204	12,022	11,424	11,107	10,720
交通安全対策特別交付金	8	9	12	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
分担金及び負担金	73	79	140	103	91	68	66	63	62	62	62	62	62	62	62
使用料及び手数料	700	696	667	332	327	324	330	341	341	335	361	364	362	360	357
国庫支出金及び県支出金	2,848	4,245	2,957	2,887	4,603	4,177	3,425	2,463	2,963	2,964	2,809	2,394	2,502	2,301	2,602
財産収入	124	64	100	176	124	134	135	139	149	142	145	146	146	146	146
寄附金	118	2	39	1	5	6	55	3	104	4	4	4	4	4	5
繰入金	559	883	1,674	179	539	470	807	225	203	150	145	140	135	322	719
繰越金	793	801	504	505	474	525	848	849	1,211	1,187	740	566	311	231	98
諸収入	409	423	359	358	304	246	247	266	254	253	252	251	251	250	249
地方債	5,454	5,818	3,909	2,499	2,589	3,365	3,164	3,268	2,396	3,095	2,773	2,364	2,270	2,072	1,865
歳入合計	27,794	29,615	26,951	24,290	26,201	27,271	26,967	25,370	25,423	25,665	24,636	22,551	21,682	20,969	20,913

※利子割交付金等は、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金の合計である。

歳出

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人件費	5,508	5,147	5,093	4,458	4,257	4,005	4,048	3,992	3,858	3,805	3,764	3,688	3,656	3,566	3,576
物件費	2,923	2,733	2,761	2,755	2,849	2,825	3,200	2,835	2,727	2,778	2,856	2,735	2,665	2,623	2,410
維持修費	63	136	107	137	162	215	142	187	239	252	260	267	273	279	285
扶助費	1,515	1,500	1,503	1,595	1,671	2,011	2,079	2,033	2,090	2,170	2,248	2,336	2,428	2,525	2,627
補助費等	1,201	1,150	1,032	1,850	1,778	1,391	1,418	1,506	1,541	1,581	1,552	1,499	1,476	1,433	1,451
公債費	5,690	6,105	7,049	5,704	5,784	5,639	5,786	5,352	5,427	5,002	4,580	4,028	4,005	3,978	3,962
積立金	2,860	172	54	434	1,158	515	567	244	453	1,043	755	47	47	47	46
繰出金	3,038	2,999	2,865	3,012	3,212	3,461	3,411	3,318	3,355	3,417	3,459	3,485	3,489	3,506	3,538
投資・出資・貸付金	101	126	150	56	50	52	54	54	53	53	53	53	53	53	53
普通建設事業費	3,744	8,822	5,602	3,555	4,415	5,889	4,893	3,657	3,493	4,063	3,963	3,772	3,119	2,751	2,756
歳出合計	26,643	28,890	26,216	23,556	25,336	26,003	25,598	23,178	23,236	24,164	23,490	21,910	21,211	20,761	20,704